

令和5年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和5年6月15日 午前10時10分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和5年6月15日 午後3時57分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	市 民 課 長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	健康づくり課長	小笠原 啓 介
	教 育 長	杉 崎 士 郎	統括保健師	佐 熊 朋 子
	行政経営部長	永 江 松 吾	子育て未来課長	牧 瀬 玲 子
	総合戦略推進部長	三 根 竹 久	福 祉 課 長	山 口 貴 行
	市民福祉部長	小 池 和 彦	農業政策課長	植 松 英 樹
	産業振興部長	井 上 章	茶業振興課長	
	建 設 部 長	井 上 元 昭	観光商工課長	小野原 博
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長 兼 農林整備課長	馬 場 敏 和
	観光戦略統括監	近 藤 光 則	新幹線・まちづくり課長	馬 場 孝 宏
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	環境下水道課長	
	財 政 課 長		教育総務課長	武 藤 清 子
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
	SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 八重美		

## 令和5年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和5年6月15日（木）

本会議第2日目

午前10時10分 開議

### 日程第1 議案質疑

議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて

議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて

議案第27号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて

議案第28号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて

議案第29号 専決処分（第7号）の承認を求めることについて

議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例について

議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）

---

午前10時10分 開議

### ○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。

それでは、議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてから議案第28号 専決処分（第6号）の承認を求めることについてまでの4件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで議案第25号から議案第28号までの質疑を終わります。

次に、議案第29号 専決処分（第7号）の承認を求めることについての質疑を行います。

まず、6ページの歳入について質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、歳入の質疑を終わります。

次に、7ページの歳出について質疑を行います。

事項別明細書9ページから10ページまでの歳出について質疑を行います。

第3款．民生費、2項．児童福祉費について質疑の通告があります。

1目．児童福祉総務費について発言を許可いたします。梶原睦也議員。

### ○15番（梶原睦也君）

子育て世帯生活支援特別給付金について質問をさせていただきます。

今回、1,650万円ついているわけでありませけれども、主要な事業の説明書に支給対象者の①、②とありますけど、この②について質問をさせていただきます。

対象児童を養育する家計急変者、この基準、それと、その申請方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

家計急変者の基準は、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、かつ1年間の収入見込額または所得見込額が住民税非課税相当の水準以下であることです。具体的には、令和5年1月以降の任意の1か月の収入額を12倍した年収見込額が非課税相当限度額以下であること、もしくは年収見込額から経費等を控除した年間所得見込額が非課税相当限度額以下であることです。また、令和5年度の住民税非課税者も家計急変者に該当するものとして、支給の対象となります。

申請の方法につきましては、家計急変で申請する場合、申請者は、父母のうち、収入または所得の高いほうを主たる生計維持者として非課税判定の対象としますので、まず、どちらの収入または所得が高いか特定するために、父と母の両方の収入もしくは所得を申立書に記載していただき、令和5年1月以降の1か月分の給与明細書など、収入額が分かる書類を添付して申請書と一緒に提出していただくことになります。

また、令和5年度の住民税非課税で申請をする場合は、収入見込額の申立書や収入額が分かる書類の提出は必要ありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、今回は専決ですので執行されていると思いますけど、まず、対象者がどれくらいいらっしゃるのかという部分と、それから、その基準を満たしているとか、要するに自己申請だと思うんですけど、その判断は誰がされるのかという部分。それからもう一点は、これは基準は全国的に同じなのかどうか。ちょっと調べたところによりますと、生活保護世帯の基準とか、そういった部分で地域によって違うというようなそういった項目も見かけたんですが、そこら辺についても説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

**○子育て未来課長（牧瀬玲子君）**

お答えいたします。

まず、対象者はどれくらいいるかということですが、そちらのほうは、課税者が非課税になるという家計急変というのは申請をしていただかないと分からない部分ですので、はっきりとした数字としては把握はしておりません。

あと、物価高騰で家計が急変したということは自己申告というふうになります。

また、判断は書類提出、1か月分の給与明細書や売上げ台帳等を提出していただき、それで非課税限度額以下であるかどうかを市のほうで判断をいたします。

また、判断の基準ですが、非課税限度額につきましては生活保護級地区分で判断をいたしますので、嬉野市の場合は3級というところで判断をしております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

梶原睦也議員。

**○15番（梶原睦也君）**

分かりました。そしたら、生活保護の級ごとで都会と田舎とかでそういう基準が違うので、判断基準に関わってくるということで理解してよろしいということですね。

**○議長（辻 浩一君）**

子育て未来課長。

**○子育て未来課長（牧瀬玲子君）**

お答えいたします。

はい、そのとおりで、非課税相当限度額というのは、その級地ごとで違うということで判断をいたします。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

これで議案第29号 専決処分（第7号）の承認を求めることについての質疑を終わります。

次に、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第30号について順次発言を許可いたします。

なお、質問事項が多くなっておりますので、この条例に対して3回と申合せしておりますので、質問のペース配分を十分考慮していただいて、質疑をよろしく願いいたします。まず、山口虎太郎議員。

**○8番（山口虎太郎君）**

議案第30号についての質問をいたします。

1点目に、庁舎位置条例を6月議会に出す必要の根拠を伺います。

第2点目に、塩田庁舎利活用、周辺まちづくりの協議がなされている中で、庁舎位置条例

議案上程は塩田市民の不安をあおります。建設後に臨時会でも上程できるはずだが、その説明を伺います。

3点目に、改正前の嬉野市役所塩田庁舎、嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地の明記がないが、これはどういうふうになったのか、伺います。

そしてもう一つ、今後、一部市役所機能を残すということは市民に安心を与えると思いますが、塩田庁舎の出張所設置条例等についてどう検討されているのか、伺います。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

1点目、まず、なぜということでも概略的な部分ですけれども、庁舎整備基本構想、あと、新庁舎建設基本計画の策定と市の方針を示した、節目ごとに市議会としても議決事項等をしていただき、重大な決断、議決、承認をいただいてきた庁舎整備の経緯、本市の事情を勘案すると、この6月定例会での条例改正上程が最も合理的で妥当性があるということで判断しております。

根拠についてお尋ねでした。

該当条例の改正時期については、新庁舎の建築着工前とするか、建設完了後とするかは各自治体の事情によっていずれでも差し支えないというのがありますけれども、建設に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではないと、こういった行政実例があります。こういうことが示されていることから、本市でも財源をお示ししました新庁舎建設基本計画及び新庁舎建設の本格的な始動となり、予算上も大きな支出となる令和5年度新庁舎関連予算の議決承認後の今定例会上程が適当ということで判断をいたしました。

また、該当条例には、市役所の位置、住所、地番、こういった部分の明記をすることから、新庁舎の位置を明確に示した基本計画の承認後の今定例会条例が適当というような根拠でございます。

2点目になります。

塩田地区の不安をあおるのではというような内容だったかと思えます。

今回の条例改正では、現時点で明確な施行日の設定が難しいことから、他自治体でも庁舎位置の条例制定時によく用いられております、「規則で定める日から」というようなこととしております。

具体的な条例施行日につきましては、新庁舎完成後の、実際に1庁舎体制へ移行する日からということで考えております。

当然、今回の条例改正をもってすぐ、即座に現嬉野庁舎の市役所としての位置づけが変更されるものではございません。あと、本市において大きな論点となっていた行政運営体制の

1 庁舎集約と、集約後の新庁舎位置など、本市の事情を鑑みると、今回の条例改正が地方自治法第4条に基づく特別多数議決にもかかわらず、建設後とか、建設事業進行中の条例改正では、重要な議決の後議決、後出しですね。また、既成事実が5の手続的な提案ということになってしまい、市民や市議会に対してしても不誠実なステップになるのではないかとということで考えております。

最後に、3点目になります。

現塩田庁舎の表示についてです。現在、2庁舎、分庁体制では、塩田の事務所の位置に加え、分庁の位置として塩田、嬉野、両庁舎の2つの位置を明記する必要がございます。しかしながら、今回の改正では、行政運営体制を1庁舎に集約することから、新庁舎の位置のみの表示ということになります。現塩田庁舎に行政窓口を設置する際には、別に設置条例を制定するということになろうかと思えます。

まず、大前提として先ほども申し上げましたとおり、今回の条例後すぐに市役所としての現嬉野庁舎の位置づけがなくなるものではございません。基本構想や基本計画には、塩田地区の行政サービス低下を招かないような、また、より利便性が高まるような、そういうような、現塩田庁舎を活用した行政窓口の構築を基本方針として掲げておりますので、現塩田庁舎は、今後新たな行政機能を有した施設としての位置づけをする新条例が必要ということで考えております。

また、今後検討していく、現在検討しております塩田庁舎等利活用の内容によっては、例えば、市民活動の拠点となるなど、ほかの機能も併せ持つ複合施設としての新施設設置条例となるような可能性もあるかということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

1点目の根拠ということで話を聞いたわけなんですけど、今、庁舎建設という考えの中で、まだ影も形もない中でこの位置条例を先に決めても、これはちょっと何かおかしくないかという点と、各ほかの市町を見ても、やはり庁舎がきちんと建って、その位置がはっきりしてから議会の特別議決案件として庁舎の位置条例はほとんど決められておるわけです。その点についてどういう考えであったのか、伺いたいんですけど。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

着工前ですので、計画段階ですので、影も形もないというような部分は理解をいたします

けれども、そういった中で位置の部分は、本市のほうで非常に論点になったところですので、ここをまず、市議会、市の方にお示しするのが筋じゃないかというような考えです。

ほかの市町の例を申しますと、様々な時期に上程をされているというのが現状ですので、議員御発言の、建設後とか、それに近いところでの条例の上程という部分が全てそうされているということではないということ認識しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

3回目です。

今、説明を聞くわけなんですけど、大体、塩田庁舎の利活用とか、そこら辺での市のほうのはっきりした具体的な方向性もまだ出ていないというところもあります。ここで急いで移すというよりも、むしろ新庁舎がきちんとできて、その中で市民の皆さんの了解も得ながら、議会も特別議決案件としてきちんと処理をしたほうがいいんじゃないかと考えるわけです。私の意見としてはそう考えます。あと、市長、どうですか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

この条例の成立後、直ちに塩田庁舎の位置づけが失われるわけではありません。その上で、先ほど課長も答弁しましたように、建設前にそういったつくと、後戻りは建設し出したときに現実的にやっぱり不可能だと思われまので、そういったところで後戻りできない状況になってから議決をお願いするというよりかは、この入口の時点で議決をいただくということが、市民に対してより誠実な態度であるというふうに判断をいたしましたので、今回のタイミングでの上程となっているということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

先ほどの山口虎太郎議員の3番目の質問とほぼ同じなんですけど、内容的に私が思うにはこのところで質問をさせていただきます。

庁舎を移転、条例ということ自体は、建つということを決めてあるんだから、それ自体は問題ないのかなと私は思っております。ただ、山口虎太郎議員もおっしゃったように、塩田庁舎のどういうふうな形で持っていくのかということと、この間、市政のところ、6月か



ら9月までに人数を集めて検討をするというようなことも出ておりましたので、何らか、塩田に関してはいつ頃とか、そういう先の、そういうのがきちっといつ頃までにはお知らせできますよとか、そこら辺も踏まえて何か言っていただいたら。ただ、嬉野とかいうところだけを出されるので、すごく反感ではないんですけど、違和感があるんですけども、塩田庁舎に関して、ここで聞くのはちょっと一般質問になるのかなと思いますけど、先ほどの考えていくということをおっしゃいましたので、大体それが何月ぐらいに、何月議会ぐらいに出るのかなということが分かったら教えていただきたいんですけども。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

塩田庁舎の位置づけの関係だと思います。先ほどのお答えの中にもありましたけれども、行政窓口のみでの設置ということであれば、それに基づく行政機能の庁舎の設置の部分で、すぐにでも、その部分はある程度、窓口を置くということは決定していますので、それに合わせた部分での条例は御提案できるのかなということでは考えています。

先ほどありましたように、現在、塩田庁舎の利活用等検討委員会、この部分で行政機能プラスですね、プラスアルファの部分は今検討、いろいろ案を出してもらって、そこを検討して行って、今後、塩田地区の庁舎の活用の基本構想のような形で打ち出していきたいと考えておりますので、その構想をもって、どういった機能なのかというのがはっきり打ち出せるかという部分が今のところ不明ですので、上程がいつかという部分ははっきり申し上げられませんけれども、確実に、塩田庁舎の行政窓口の位置づけは必要ということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。9月までいろんなところで話合いがあると思いますので、できるだけまとめた内容を早く皆さんに知らせることができるようをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですね。

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、嬉野市役所の位置を定める条例についてお尋ねいたしますけれども、私も、どう

して今回の上程でしょうかという質問をしております。

ぱっと見たときに、何で急ぐ必要があるのかなというところを感じたところですけども、先ほどの課長の答弁で理解はするものの、例えば、この位置条例というものが地方自治法では、いつからいつまでのうちに条例を制定しなきゃいけないかというのはどうなんでしょうかというのをまずお尋ねしたいと思います。

それと、今回の位置条例の上程と合併特例債の関係はありますでしょうか。例えば、いつ上程したらどうか、これが遅くなったら合併特例債は使えないとかというのがあるんでしょうか。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えいたします。

まず、条例の制定、いつからいつまでというようなところで御質問がありましたけれども、先ほどの答弁の中にもあったかと思いますが、今回、公の施設の設置ということで建設を伴うものでございます。この建築の着工前に上程をするのか、着工後に上程をするのか、それはどっちでもいいと、差し支えないと。でも、ある程度これくらいかかるという予算の部分の財源等の計画については、これは示す必要があるのかなということで考えていますので、そのお答えとしては、いつまでというのはないと。それぞれの各自治体の状況によって決定をされるものですので、決まりという部分はないということで考えております。

それと、2点目の、今回の条例と合併特例債の関係というところだったと思います。新庁舎建設基本計画の財源の項目、財源の検討においても、市の財政負担を大きく軽減させる合併特例債の活用が一番の優先事項ということで掲げております。本市の新庁舎建設が合併特例債の活用条件である合併市町の一体性の確立とか、あと、公共施設等の統合整備という部分が活用事業になりますので、この部分にそごなく合致するように、本格的な新庁舎建設事業の始まり、始動となるこのタイミングで行政運営体制の1庁舎集約の方針を条例の面からも明確にすることが、令和7年度に確実に起債実行をする、そういうことに必要ということで市で判断をいたしましたというところでございます。

**○議長（辻 浩一君）**

増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

まず、先にお尋ねしました位置条例を定めるべき期限が、地方自治法にはどのように記載されていますかというお尋ねをしました。別に嬉野市の状況じゃなくて、地方自治法の中で、位置条例が絶対いつまでにしなきゃいけないとか、いつからいつまでのうちにしなければいけませんよというのを地方自治法の中ではどのようにうたっていますかというお尋ねをさせ

ていただきました。

それと、合併特例債との関係ということですが、これも関係あるんですけれども、位置条例と合併特例債の関係はあるのかないのかと、ただそこだけの御質問です。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

地方自治法第4条に、地方公共団体の事務所の設置または変更という部分がございます。これには、変更をしようとするときは条例でこれを定めなければならないという部分があって、第2項に、住民の利用に最も便利であるようなとか、いろいろ協議、合意形成の下にという部分があるかと思えます。それと3項に、これは特別多数議決の3分の2ですよという部分がありますので、議員がおっしゃられた、いつまでにやっておかなくちゃいけないというような条項はないということで認識しております。

それと、合併特例債のことですが、本市、嬉野市としては関係性がもちろんあるもので、ここで上程をするのがベストというような考えの下で上程をしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今の課長の答弁から申しますと、位置条例というのは、新しく、ちょっとぎりぎりでは、開庁してからでも、別に地方自治法違反ではないという理解でよろしいのでしょうか。

それとあと、私もこの位置条例についてちょっと調べさせてもらったときに、住民の理解という文言がありました。そういった中に、先ほどから出ていますけれども、塩田区民の皆様これまで経緯がいろいろありましたけれども、そういったのを勘案したときに、考えた場合に、本当に今回の上程が正しかったのかどうかというのがちょっと疑問でなりません。

というところで、再度お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

時期についてですが、開庁してからではもちろん遅いということで考えております。ですので、その前にする……（「地方自治法ではどんなでしょうか」と呼ぶ者あり）そこは規定はございません、先ほどから申しておりますように規定はございません。ですので、本市の事情に応じて今回提出をさせていただいているというような中身になります。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

市民の理解というような御発言が先ほどありましたけれども、行政運営体制や新庁舎の位置の妥当性、優位性については、これまでも各段階において市民、各地区、各団体からの様々な御意見や提案、懸案、そういったものを承りながら検討委員会のほうで協議、検討を重ねてきたわけでございます。

総合的に市が判断し、方針としてこういった形で基本計画まで策定をして、最終的に議会としての議決をいただいた。この経緯が、一定の市民の理解と適正な合意形成の下、事業を推進しているものということで考えております。

今回の条例も、その段取りを十分に踏まえた提案であるということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議案第30号の嬉野市役所の位置を定める条例について質問をいたします。

通告書に書いておりますように、1から5番目までの質問がありますので、そのとおりに読ませてまいります。

1番として、市役所の位置を定めるとある土地の地番について大字下宿乙1185番地なんですけど、移転後の新庁舎は全てこの乙1185番地の地番上で建設できるのか、お伺いいたします。

2番目として、今6月議会に上程される理由をお伺いいたします。

3番目として、予算を伴う条例を制定する場合に、地方自治法第222条第1項、2項がありますけど、1項の規定については地方自治体の財政の計画的で健全な運営を確保することを目的として設けられております規定でありますので、予算を伴う条例、規則等についての制限として、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」とあります。地方自治法第222

条1項並びに2項もありますけど、1項では、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」とあります。

嬉野市役所の位置を定める条例の提出は、予算先議原則、予算が先に議決される原則のルールに従い、予算が先に提出され、審議、可決された後に提出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4番目の質問として、市役所の位置を定める条例が特別多数議決とされておりますのは、位置を変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通事情並びに他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとの注釈があります。言わば、その決定、あるいは変更については慎重になるようにするとの趣旨でありますので、住民、あるいは嬉野市民への理解が十分に得られるような十分な説明、あるいは、市長が常に申しとおられるように対話、市民との膝を突き合わせた対話とおっしゃっていますので、その対話が必要ではないかと思えます。これをお伺いいたします。

5番目として、市役所の位置を定める条例を提出する場合には、塩田庁舎の設置条例、いわゆる出張所なのか、あるいは支所なのか、あるいは廃止になるのか、これは市民の方の重要な案件でありますし、重要に注視していらっしゃいます。

それで、明確に定めて、その条例も同時に提出し、市民に安心と理解を得るべきじゃないかと思えます。

以上、5点についてお伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えいたします。

まず1点目、建設の地番についてでございます。新庁舎建設の敷地については、現嬉野庁舎の所在地、下宿乙1185番地と、現嬉野文化センターの所在地、下宿乙1298番地に一部かかる見込みということで考えております。

現嬉野文化センター、図書館ですけれども——は、解体せずに引き続き活用をいたしますことから、所在地番はそのまま下宿乙1298ですね。新庁舎の所在地は、これまでも現嬉野庁舎がある地番ということで、代表地番で下宿乙1185番地とする予定でございます。

2番目の、上程される理由については先ほどお尋ねいただいた内容が全てということになります。

3番目の地方自治法第222条第1項により建設費の予算の先議、予算可決が先ではないかというような御質問でございます。本市新庁舎整備事業においては、財源計画を示した新庁舎建設基本計画及び新庁舎建設の設計業務など、本格的な始動となる令和5年度新庁舎関連予算の承認をもって、新庁舎建設に必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが立って

いるものということで考えており、地方自治法第222条第1項の趣旨である、本市の財政の計画的で健全な運営を阻害するものではないということで考えております。

先ほどもありましたように他自治体の新庁舎建設においても、実例として基本計画策定時に上程をされる自治体、設計予算上程のときに上程をされる自治体、建設工事予算上程のときに上程をされる自治体、あと、工事請負契約議案上程のときに上程をされる自治体、各自治体様々な、その自治体の事情によって判断をされ、上程をなさっているというようなことで、そういうような状況になっているようでございます。

続いて、4番目の位置の条例改正、もっと慎重に十分な対話、議論を尽くしていないのではというようなところかと思えます。これまでも個人の意見、様々な御意見をいただきました。非常に大切なことだと認識をしております。そういう中で、市としては体制的な大きな流れの中で総合的な判断が必要になるということで、このような形で基本計画の策定をしたわけであります。その上での方針ということでございますので、議論を尽くしていないというようなところは、こういったステップを踏ませていただいているというようなところで御理解をいただきたいということで考えています。

それと、5番目について、塩田庁舎の行政窓口の部分についても同時に提案すべきではないかというような位置づけの問題だと思えます。塩田庁舎の行政機能、これとプラスアルファの部分の検討を今し始めたところでございますので、現時点では明確な位置づけができないということで今回同時ではないと。でも、先ほども申しましたように、必ず、塩田庁舎の窓口、行政機能の位置づけは必要ということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

2回目の質問をさせていただきます。

1番目の質問についてなんですけど、新庁舎建設予定地が下宿乙1185番地で、一部1298番地にかかるということで、代表地番を持っていくということなんですけど、いずれ合筆という手法を取らなくていいのですか。その場合は、また再度、登記の申請があるのではないかと思いますけど、その合筆とかは必要ないのでしょうか。それが1番目の質問です。

そして、2番目の質問に対しては、今回この位置条例というのが地方自治法第222条の位置について、本当に適切に法令を遵守してあるのかというのが甚だ疑問です。というのが、まず、言いますように、皆さん御承知のように予算先議原則、あるいは予算先議原則を遵守し職務を遂行されているとおっしゃいますけど、新庁舎建設の今まで直接的な経費予算が提言されているとは、上程されているとは、私も記憶にありません。基本構想、基本計画、基本設計、実施計画を順次策定していく中で、予算が明確に示される段階。そして、それを明確

に示されて議会に上程し、可決された段階で移転を定める条例の審議ができると思われま

す。今回の位置を定める条例は、予算先議原則、要するにこの嬉野市議会で、この場で、市議会で新庁舎の予算が審議され、あるいは可決されたでしょうか、ちょっと私も最近ぼけておりますので、記憶にありません。

そして、地方自治法第222条にありますように、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまではこれを議会に提出してはならない。また、2項については、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みがないときはこれを制定し、あるいは改正してはならないと地方自治法第222条があります。嬉野市議会としても、嬉野市としても、この法令に遵守した地方行政を遂行すべきじゃないかと思いますが、法令遵守、あるいは予算を嬉野市議会に上程されたことがあるのか、そこを明確に。それと、法令遵守をして嬉野市の行政を遂行していかれるのか、それを2番目の質問といたします。

3番目の質問は、特別多数議決というのが今回初めて議決案件ということで議会に示されたんですけど、これは十分に議論する時間が必要だったと思います。というのは、やはり市民への理解が得られるためには、市役所の位置ではなく、どのような施設を建設し、どれだけの予算がかかるのか、行政からの明確な説明があり、それを議会で審議し、可決して初めて設置が決められる。また、市民への説明も特別多数議決の意味の重要性からしても、やはり時期尚早ではないかと思います。その特別多数議決というのを、重大な議決事案というのを鑑みていただくにも、やはりこの嬉野市議会で予算審議議決というのが重要な案件じゃないかと思います。

5番目の質問として、市役所の位置を定める条件を提出する場合は、塩田庁舎の設置条例、いわゆるさっき言いましたように出張所になるのか、あるいは支所になるのか。出張所になったら何人なのか、5人なのか、10人なのかと、そういう議論をなさっております。やはり市民の方は、まだ目に見えない建設状態でありますので、それを明確に示してから、そして市役所の位置条例を定めてから市民に理解を得たら市民の方も安心なさると思うんです。そういう段階を踏んでいただいて、地方自治法第222条をちゃんと遵守していただければ、市民の方も安心するんじゃないかと思います。

ということで、5番目の質問は、塩田庁舎の設置条例を併記で上程すべきじゃないかと思

います。

以上、4つの質問をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、1点目の地番についての合筆登記の関係だと思います。代表地番ということでの

で、1185の代表地番で、これまでのいきさつもあります。いきさつというか、1185が嬉野庁舎だったといういきさつですね。これから考えても、1185が庁舎、市役所で、1298が、引き続き活用をしますので、現時点では、使っている間は文化センター、図書館が1298とするという部分が妥当かなということで考えておりますので、合筆等々をする必要は現時点ではないということで考えております。代表地番ということでの1185ということになります。

それと、地方自治法第222条の法令遵守という部分だと思えますけれども、議員先ほどから予算先議のことをお話しされているかと思えます。ここの地方自治法第222条については、予算可決を条件としての上程という部分はありません。新庁舎に必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが立っていると考えていると、こちらのほうは、市側としてはそういった形で考えていると。その分を掲げている基本構想、これを議会のほうでも承認をいただいた、これは大きなことだということで考えておりますので、基本計画の中に予算の検討を掲げておりますので、この分についての議決をいただいたというようなこと、これは大きなことだということで考えておりますので、地方自治法第222条の1項の趣旨である財政の計画的で健全な運営、これを阻害するものではないということが言えるということで、こういった形での上程、この時期での上程ということになります。

それと、3点目についてですけれども、十分な説明、対話ということで、先ほどお話ししたとおりなんですけれども、行政運営をしていく仕組みとして、地方自治体の二代表制における首長の方針、提案に対して議会のほうが議決、承認をいただいたという、そういった正当な進め方。その前提には、もちろん、市民の意見聴取、聴くという部分は聴いて反映をさせていくというような部分は十分に考慮した上でこういった判断をさせていただいているというようなところになるかと思えます。

それと、最後の塩田庁舎の条例の位置づけですけれども、これも、先ほどお話しをいたしましたとおり、同時期に行政の窓口だけということで上程は可能かとは思いますが、その、さっきプラスアルファの部分に協議を今からして設置条例を上程したいということで考えていますので、現状では、塩田庁舎の位置づけという部分がこういった形で次の改正、施行された以降にはもちろんなりますけれども、今回上程の分には明記がされていないというような状況ですので、そこは御理解をいただきたいということで考えています。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

あと2項目について質問いたします。

3番目の地方自治法第222条の1項、2項という件に対してなんですけど、基本構想、基本計画をこの議会で皆さんが承認していただきましたので、財政の必要な予算上の措置が的確に講じられたと思い、認識し、今回この位置条例を提出いたしましたということなんです



けど、この地方自治法第222条1項並びに2項、重要な法律だと思います。やはり地方自治法を遵守していくのが行政の仕事じゃないかと思います。そして、今まで遵守していかれたので、本当に市民の皆さんが安心して、市役所の方たちとか市の行政というのを認めてくれたと思います。ただ今回は、基本計画を承認したからこの財政措置を認めたということには当てはまらないと思います。やはり地方自治法第222条、これを十分に検討すべきじゃないかと思います。

それで、1項も2項も、まず、予算措置が十分でないときは、適切でない場合は、まず議会に提出をしてはならないとあります。2項は、提出した場合は、制定して、あるいは改正してはならないとあるんですよ。これが基本計画を認めたからといって、皆さんが、あるいは市民の人が、はい、どうぞとは言わないと思います。やはり基本計画、実施計画、あるいは建設の施工に当たる段階で、どのようにこの市役所ができていくのか、それがしっかり市民の方に理解できた場合に、財政措置というのを皆さんに賛成していただけたらと思います。

今回は、市民の方が余計不安がっているんです。ちょっとあまり、ここまではと思ったんですけど、これを決めて財政をどんどんと建設費を増やしていくんじゃないかと。今50億円だけど、1.2倍、1.4倍になりますよという説明がありました。それで、この50億円が60億円、70億円になっていくのではないかと、皆さん、市民の方が危惧しております。

それと、これの位置条例を先にしたら、もう一つはやはり塩田庁舎の不安があります。どのようにしていくのか。予算がないから塩田庁舎は改築とかできないとか、そういう場合があるのではないかと、市民の不安だらけなんです。だから、いつも市長が言いますように、ひざを突き合わせて、対話を十分にしていっておっしゃっているので、対話、あるいは説明、それから財政計画を議会にもう一回上げ直してください。そしたら、市民の方も安心し、私たち議員も、やっぱり地方自治法に遵守した行政のあり方というのを皆さん心得ておりますので、ちゃんと見ております。だから、地方自治法に遵守した、そういう上程をしていただきたいと思います。だから、今回の唐突なあれは地方自治法に不適切だと思っております。

それと、先ほど一番最後にこれも言いましたけど、塩田庁舎が本当に皆さん方に理解できるような、安心できるような行政、それを示していただきたいと思います。

以上、2つでけど、もう一度、市長からの答弁をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

まずもって、3月議会におきまして基本計画につきましては御賛同をいただきました。芦塚議員も本当に地元という中で、いろいろなお声のある中でも御賛同いただいた、非常に重い決断だったんだろうなと思っております。これを感謝と言うのはちょっと違うかもしれま

せんけれども、本当に議員の判断として、心からの敬意を表したいというふうに思っております。

そういった上で、今回、基本計画の中にも長期的な財政の計画についても明記をさせていただいております。そういったこともありますので、また実施設計であつたりとか、そういったところの予算につきましても御承認をいただいております。そういったところで勘案すると、この法令違反という御指摘は当たらないのではないかとというふうに考えております。

その上でありますけれども、今後の御懸念の点も十分理解もできるところでもあります。塩田庁舎の利活用のあり方の中であつたりとか、また、こうした建設の上振れの懸念につきましても、一つ一つ議会の皆さんに説明もしながら、また、必要に応じて議決もいただきながら、事業を前に進めていきたいというふうに思っております。仮に本条例について御提案をいただきましたから建設費が青天井に上がっていくとか、塩田庁舎の今現時点で合意していることについて、議会であつたりとか、市民の皆さんの同意なしになかったことにするということはあり得ないというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきたいと思ます。

**○議長（辻 浩一君）**

次に、阿部愛子議員。

**○4番（阿部愛子君）**

位置条例についての質問ですけれども、塩田町の皆さんにアンケートを取られましたよね。アンケートの結果を公表されてからでもよかったのではないかと私の意見と、あと、アンケートの結果はいつ頃出るのかなというのをお聞きしたいです。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

塩田庁舎等利活用のアンケート結果の後でも上程はよかったんじゃないかなというようなところだと思いますけれども、塩田庁舎等利活用のアンケートにつきましては、今後の塩田庁舎や周辺公共施設の具体的な活用策を見だしていくために実施をいたしております。このアンケート結果や塩田庁舎等利活用検討委員会での協議を経て策定を予定しております塩田庁舎等利活用基本構想、この分はしっかり検討をしていくわけですけれども、この内容いかによって市議会でも議決承認いただいた1庁舎体制集約後の新庁舎の位置というものが変わってくるものではないということで、今回の条例改正と塩田庁舎等利活用検討とは切り分けて進めていくということにしております。

アンケートの公表ということですが、一応の提出の締切りの部分は期限が来ておりますけれども、まだ幾らか御意見をいただいている部分もあります。今後、検討委員会のほ

うでまず公表して、全体的にもそういった検討委員会の議事録等々でも、そのアンケート結果という部分はお示しをすべきかなということ考えております。

今月末に一度検討委員会のほうは予定しておりますので、そこで協議の場を持つということは予定をしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

アンケートの検討をするということは理解しました。

私が思ったのは、そのアンケートの結果を踏まえてね、塩田庁舎の利活用がはっきりした上での提案でもよかったのかなと考えたから質問しました。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

塩田庁舎、塩田地区の行政窓口については、設置を基本計画のほうでもうたっておりますので、この分については確実に設置をする。それプラスアルファの活用の部分、市民の活動拠点であったり、そういった部分の内容も、開設、設置をするときは条例に盛り込むような検討になるんじゃないかというようなことで塩田庁舎に関する部分の今回の条例上程には至っていないというようなところですので、ここの協議を待って、皆様の意見を聞きながら条例の上程時期、そういった部分も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ほとんど出尽くしましたのであれなんですが、私は2点、なぜ、この時期での上程か、塩田庁舎について何の明記もないがということで質問をしております。

今までいろんな方が質問をされましたので、大体的内容は把握しました。それで、この時期というのが、要するに基本構想、基本計画というものを議決した、議会としてですね。そういう中で、予算的にも計画が立っているという、そういう中、そういう時期において、市民の皆さん、あるいは議会へ誠意を示すためにも、基本構想、基本計画、これを1庁舎体制で嬉野に庁舎を建てますということで計画をやったわけだから、議決をしたわけだから、それに沿って今回、庁舎の位置だけを嬉野の庁舎にすると。それで、塩田庁舎においては検討委員会等が今開催をされており、その庁舎がどういうふうな生かされた方をするかによって、

今後、条例等の改正がなされていくというふうに理解しましたが、それでよろしいですね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

そのとおりでございます。塩田庁舎の条例については、改正というより新しく設置をするというような形で、新しい公の機関として設置をする。その中で、行政機能だけの部分でよければ今回上程、お出しできたと思いますけれども、そのプラスアルファ、複合施設としての機能の部分も今後のいろいろな検討の中で出てくるんじゃないだろうか、市としてもそういった活用の仕方の部分を盛り込みたいというような意向もございましたので、時期についてはそういった形ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

1点だけね、私思ったんですよ、これを見たときにね。我々は家を建てるときに金融機関からお金を借りてやるんですけど、そのときに、例えば、その持ち物が誰のものかも分からない、どこに建てるかも分からないのに金融機関からの書類に書けない。そういう中で合併特例債、これは特例債という借入れですから、だから、国の借入れというかね、特例債を使うのに対して庁舎の位置というもの、これからあなたたち建設をするのに、ちゃんとしたそれじゃないとできませんよみたいな、そういうふうな縛りというかな、あったのかどうかというふうには思ったんですが、逆に言えば、ちゃんとこういうふうに決まっているから間違いないですよというふうな、非常に優等生的な嬉野市というものを持っていくための一つの考え方もあったのかなというふうな気がしたんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の上程と合併特例債の関係は、先ほども御質問にあったかと思いますが、合併特例債については非常に重要な財源とする予定としておりますので、県のほうとも慎重に協議を進めている、現在も進めているところでございます。

活用に当たっては、先ほどの活用、どういった事業に使えるのかという部分の条件というのがありますので、その整備をしていく、段取りよくやっていくという部分、それと、それを的確に行うという部分は非常に重要だと認識をしております。これは基本構想を上程した

とき、策定したとき、基本計画を段階段階において、常にそこは意識しながらやってきたところではございます。

それで、その上で今回はこのタイミングで合併特例債活用のために段階を踏むというところで、条例上のそういった明確な位置づけというものは必要と市のほうが判断をしたということでの上程ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

基本構想、基本計画——基本計画の中に、何を財源として持っていくのか、そういう中で合併特例債等々を使いながら造りますよということで、それを協議していく中において、じゃ、こちら側としては、どこにどういった形で庁舎を造りますというそこら辺の整備もちゃんとやって持っていきたいというふうな答弁だったろうというふうに思います。

とにかく、市民のといえますか、塩田の市民の方の不安とか、先ほどからいろいろ質疑が出ていますけれども、要するに塩田庁舎の今後のあり方、これが一番なんですよね。だから、そこら辺を、今ある庁舎、これをどう生かすかということをとにかく早急にと私は必要ないと思うんですよ。要するに、今のままで新しい庁舎が建つまではいくわけですから、そのあい中に、慎重に本当に議論を重ねていただいて、塩田の市民の方々が本当に納得いくような形での塩田庁舎のあり方、これを条例にするのか、どういうふうな形になるのか分かりませんが、慎重に検討してやっていただきたいということだけは要望して終わります。答弁はいいです。

**○議長（辻 浩一君）**

次に、大串友則議員。

**○2番（大串友則君）**

私も、ある程度のことは理解をできましたけれども、3番目と4番目のところだけで質問をさせていただきます。

塩田庁舎のことで、今後、複合施設とかのプラスアルファの部分も提案を受けながらの、新しい条例の設置も考えられるということで答弁をされていましたが、塩田庁舎の利活用の検討委員会のスケジュールを見たら、今年中には少なくとも塩田庁舎利活用の基本構想の案が出るのではないかなという感じがします。私的には、そこが出て、塩田庁舎が今後大まかにどうなっていくですよ、どういうことができてきますよというのが、市民に明らかになった上で、じゃ、この嬉野の本庁舎の位置条例を変えていきますよというのを同時に出されたほうが、市民に対して安心を与えるのではないかなと思っています。

そこを1点聞きたいことと、あと、次の4番目の地方自治法第222条の件ですね。予算の

措置の件ですけれども、今後、基本設計、実施設計を行っていく中で、建設費用が、世界状況とかの何らかの原因でもし建設資材とかが上がっていったときに、今の流れでいったら、基本計画に賛成をいただいた、もし今回この位置条例に賛成をいただいているがために、もう引くに引けない状況になってしまうがために、建設費用とかが大幅に跳ね上がっても進めざるを得ないという状況に陥らないのかなというのをちょっと心配しております。

この予算上の措置というのは、基本、建設費用の予算のところ明らかになった段階で、着工する前でもこの位置条例の改正はいいのではないかなと思いますけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

塩田庁舎の条例、窓口の部分を含めた複合施設も考えられるといった条例の制定の時期についてですけれども、現在、塩田庁舎等利活用検討委員会は3回実施をしております。今月末に4回目を実施の予定をしております。夏の間、幅広い方に参加をいただいてワークショップの実施を予定しております。これは市報等でも今呼びかけをさせていただいているところでございます。

この辺の議論を集約はするんですけれども、構想は今年度内というような計画で一応は委員の方にもお示しをして議論を進めてもらっているんですけれども、構想の段階でその位置条例であったり、塩田地区の施設、ここを活用した施設の条例の中身が確定できるかという部分はちょっと不明な部分がありますので、今、議員がおっしゃられたとおり、そこがある程度固まってしまつてということであれば、その時期というのは考えられるのかなということでは考えています。

もう一点、先ほどからあります地方自治法第222条の関係でございますけれども、この位置条例を承認いただいたからといって、先ほど市長からもありましたように、青天井で工事費が上がるというものではないと。そこは、もちろんいろいろな手だてを、ほかの自治体も、例えばこういった情勢ですので、かなり工事費全体額が上がっているような状況もございまして、中身の見直しを、設計の見直しをやったりとか、そういった部分で財政上の負担を重くしないような策という部分は、これは十分に考えていく必要があると思いますし、今後、工事費については、ある時点で上程、予算措置をお願いすることになると思います。この時点で審議をいただくことだと思っておりますので、そこで慎重審議いただいて、その内容についていろいろ御指摘等ある場合は御意見をいただけたらなということと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

そしたら、まず、1点目のほうの質問の再質問ですけども、塩田庁舎利活用検討委員会で今年度中に基本構想が定められて、それがそのまま進むかどうか分からないという答弁でしたけれども、新庁舎の建設自体の着工の予定が令和6年度の12月、あと約1年半ぐらい期間があるかと思えますけれども、そこまでの間に塩田庁舎の利活用のほうがどうなるか、基本計画ももしかしたら出るのではないかと思います。それと同時に、地方自治法第222条の建設費の予算に関しても、慎重審議を行ってからと先ほど言われましたけれども、やっぱりそこで慎重審議をされた上で、その予算措置が議会の中で通った上で、本当、着工するときに位置条例って変えてもいいのではないかな。例えば、隣の武雄市は、基本設計、実施設計が全て終わって、建設費用が上程されて、いざ着工するときに、直前に臨時会を開いて位置条例を改正されたという事案もあるので、いろんな安心を考える、市民の安心も考えながら、庁舎ができてよかったねと市民の皆さんが思ってもらえるように、反対意見があまりないような形で進めてほしいなという気持ちがありますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおり、他の自治体については——他の自治体もいろいろな事情を抱えておられて、全く一緒の時期に全ての自治体が同じ考えでという部分にはなっていないのが本当、現状でございます。武雄市の例を出されましたけれども、うちの本市の事情というのが、まず、2庁舎体制を1庁舎体制にするという部分と、塩田の機能の部分と、本庁機能があった部分を移転じゃなくて集約をするわけですから、嬉野に移転という意味では移転なんですけれども、集約をすると。ここは大事なポイントであったわけです。

それで、建設の場所に関しては、それが特に問題となっていない自治体については建設費が上程されたり、契約の前なんかも、武雄市の事例だったらたしかそうだったと思えますけれども、そういった事例もあったようです。

でも、結構そういった論点が大きな論点となっている自治体については、そこは重要などころと見て、早く上程をされているところもあるのも事実でございます。そういった合意形成という部分は非常に大事であるということで考えていますので、今後もそういった部分で理解をしていただけるような説明を尽くしてまいりたいと思えますし、それに関連した塩田庁舎の条例については、時期、議論の進みの状況も、構想の状況にもよると思えますけれども、先ほどから申し上げています行政窓口の機能については、確実に設置条例を新しく設定する必要がありますので、そういった形で考えております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

よか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例についての質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の第1表 歳入歳出予算補正についての質疑をます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページから10ページまでの歳入について質疑を行います。

1款. 市税、2項. 固定資産税、15款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、16款. 県支出金、2項. 県補助金、18款. 寄附金、1項. 寄附金、19款. 繰入金、第2項. 基金繰入金、21款. 諸収入、5項. 雑入、22款. 市債、1項. 市債について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑を終わります。これで1款から22款までの歳入の質疑を終わります。

次に、事項別明細書12ページから26ページまでの歳出についての質疑を行います。

12ページ、2款. 総務費、1項. 総務管理費について質疑の通告があります。

9目. 地域振興事業費について発言を許可します。川内聖二議員。

**○10番（川内聖二君）**

それでは、9目. 地域振興事業費、18節. 負担金、補助及び交付金、補助金のコミュニティ助成事業の2,200万円の分ですね。補正予算書では12ページで、主要な事業の説明書は1ページとなります。

この事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として以前から行われてきましたが、今回4地区が事業の採択を受けられました。この事業自体は、毎年地区のほうから募集をかけなければならないのか。それとも、1回応募すれば順番待ちというふうな形で事業採択を待つような形になるのか、その辺の詳細な説明をお伺いしたいと思います。

それと——一括で申します。2つ目の、ほかにも採択待ちの地区はあるのかということで、今回、合同常任委員会で諸井議員のほうからの資料請求で、下宿地区のコミュニティセンター助成事業の分が上げられています。その中に、この事業に関して、事業の説明を一緒にお伺いしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

お答えをいたします。

まず、本事業の目的や事業概要については、主要な事業の説明書のとおりとなります。

今回、自治総合センターで昨年度末に事業採択、助成金の交付決定がされたものが今回の



予算計上と、予算措置ということになります。

順番の件ですけれども、各行政区から希望、要望を出していただきますけれども、これは毎年出していただく必要はございません。順番が、1回出していただいて、その順番を待っていただくというような形態を取っております。

各それぞれ、分野の区分がありますけれども、それによっては、県のほうからの申請上限数というのがありますので、それから大幅に希望が嬉野市である場合は、今年は要望を止めてもらって、待っているところを先に出すというような形ですので、この年度は要望を受付がしていないというような場合もございます。基本的には要望をしていただいた順番ですので、そこは、こちらの台帳のほうで管理をさせていただいている状況でございます。

今回、コミュニティ助成事業の中で、コミュニティーセンターの分のお尋ねだったかと思えます。これは補助率が事業費の5分の3で、限度額が1,500万円ということでございます。今回、限度額以上の申請を予定されていますので、その分で採択をされたということになります。そのほかの事業については、全て10分の10ではございますけれども、コミュニティー活動の備品の整備の分、この分が1件当たり250万円が限度。あと、轟・大野原地区自主防災組織、この分が200万円というような上限があるというのが内容でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

説明ありがとうございました。大体分かりました。

今回頂いた資料の中に、コミュニティセンター助成事業で今も説明がございましたけれども、五、六年かかるということで、今回、新規の募集をかけていないということなんですけれども、今回、募集をかけないということは、五、六年かかるのに、またその分、募集をかけなかった分の年数がちょっとかかるということですよ。その辺の説明をすみません。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

採択自体は、令和4年度、下宿地区が採択を受けて、令和5年度事業として実施をいただきます。これまで手を挙げていただいた自治体が、下宿地区以下、その後に希望を出していただいているところが、今現在5地区ございますので、この順番は変わらず、うちのほうから、この辺の申請——申請については順番待ちという形で来年度、申請は次にお待ちの行政区のほうを申請いたしますので、それが通ったらまた市内での募集をかけるという形で、申請自体は毎年行う予定ではあります。ですので、それが資料請求でお渡しした分では、県内20

市町ありますので、その中で数年、5年から7年ぐらいごとに採択を受ける場合が多いようですので、そういったことも考慮して一時、行政区からの手挙げはちょっと今回やっていないというようなところもあると思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました。そしたら、今5つ待ちですね。最終募集が令和6年度に原町さんのほうが応募をされるということなんですけど、じゃ、5つということは五五、二十五年、原町さんのほうに早くとも今の予定では大体25年ぐらいかかるというふうに認識してよろしいんでしょうかね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

予想のいつ頃というのがなかなか難しいんですけれども、あと、全体の枠と県との関係みたいなのもあると思いますので、難しいと思うんですけれども、これまでの実績を申しますと、平成22年に1件、その後、平成27年に1件、その後、今回の令和5年ですので、5年から7年に1回、申請は毎年行いますと、県へのですね。県というか、自治総合センターへの申請は毎年行いますと、採択を受けるまでというような形で行う予定であります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、13ページ、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで歳出2款．総務費の質疑を終わります。

次に、14ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費について質疑の通告があります。

7目．電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金費について発言を許可します。諸上栄大議員。諸上議員、これは全部一括。

○6番（諸上栄大君）

はい、よかです。

それでは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業に関してお尋ねをします。

主要な事業の説明書が3ページのほうに記載されておりますが、まず1点目、通告書に上げておりますように、報酬、あるいは会計年度任用職員の2人というのが計上されております

が、その期間。それと、事業の具体的なスケジュール。

3点目に家計急変者などは今回対象とならないのかというところをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、会計年度任用職員2名の期間はというお尋ねに対してですが、令和5年7月1日から令和6年3月31日までを予定しております。配置のほうは、福祉課1名、子育て未来課1名、それぞれを予定しております。

次の、事業の具体的なスケジュールについてでございます。

令和5年度の住民税非課税世帯を抽出し、対象世帯への確認書の発送を令和5年6月末から7月頭にかけて実施予定としております。それで、7月中旬までの受付分を確認後、第1回目の振込を令和5年7月末頃と予定しております。ただし、今、電算センター等の抽出作業によっては、若干時間がずれ込むこともあるかと思えます。

なお、その後に受け付けた分につきましては、提出を確認した分について随時振り込む予定をいたしております。

なお、申請書の提出期限は令和5年10月末までとし、11月までには振込を完了したいと考えております。

3番目の、家計急変者等は対象とならないのかというお尋ねに対して、今回としては対象といたしておりません。本事業につきましては、電力・ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を今回活用した事業であります。その交付金の低所得者支援枠ということでの算定基礎となっておりますのが、令和5年度の住民税非課税世帯のみを対象といたしてあります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは2回目ですけれども、これは令和4年度に補正でも1回あっていて、先月で、このときは総務・防災課で行われた事業かなと思いますけれども、大体その事業と同じニュアンスで捉えていいのかどうか。そうなれば、今回の予算の計上の所管が福祉課になったのは何でだろうかというところが1点。

それと、先ほど10月末までに申請と、基本、申請が必要であるということですよ。非課税世帯の方にプッシュ方式でやるという状況じゃなくて、基本、申請が必要だということで理解をしましたが、それでいいのか。また、例えば、6月1日以降が基準日ですので、その後の非課税世帯、新たな転入者云々に関しての対応はどのようにされているのか。

それと3点目、これは主要な事業の説明書の事業費内訳の中に、負担金、補助及び交付金、負担金が計上されておりますが、システム回収で負担金が121万5,000円とありますけれども、これは、負担金で上がっておりますけれども、その負担金の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

1点目についてお答えをいたします。

前は総務部門でやっていただいております。これはもともと福祉の目的のお金ですので、前回は当然、福祉部門でやるべきところではありましたが、いろいろな業務の都合で総務のほうにお願いをしたというふうないきさつがあります。それで、今回は福祉課のほうに戻したというふうないきさつがあります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

その後の御質問にお答えをいたします。

内容としては、基本的に給付とかの内容、要件については基本的に前回の給付金と同様となっております。

あと、2番目の質問で10月までの申請ということとなっております。前回の給付金のときも同様でございましたけれども、税の非課税世帯という方については、令和5年度の分の非課税世帯というのは所管の税務課のほうで世帯が確認できますので、その方等を抽出しながら、前回、給付金の申請をされている方については口座情報等の記載をした確認書というものを送らせていただいて、その給付に対する意志確認等を行った上で支給をするように考えております。

ただし、その分については、やっぱり住民票が、住民基準が6月1日時点でありましてけれども、1月1日時点の住民の方が課税情報がありますので、その後に転入された方については税のデータというがございませんので、その方たちについては申請が必要となってくるものでございます。この分、こういった制度がありますので申請が必要ですよという方たちのために、広報等を今からするように予定をいたしております。早速、簡易な内容につきましては7月号の市報で載せるように準備をいたしております。

また、その申請の仕方とか、様式等について決まり次第、ホームページ等でも再度回覧をして、転入された方で非課税の方は申請ができるような形で準備をしていく予定をいたしております。

それと、最後のシステム改修でございますけれども、これが委託料とかではなくて今回は

負担金となっておりますけれども、これも杵藤広域の電算センターの中で、各構成市町も同様のシステムを使っており、今回そういった改修業務につきましては杵藤電算センターが中心になって行うということで協議がなされて、そういったことで決定をいたしております。

したがいまして、各市町宛てに電算センターの負担金という通常の庁舎内のLANとかのシステム等について負担金ということで請求が来ているのと同じような形で、このシステムの改修費についても、負担金として杵藤電算センター、広域圏のほうに負担金を支払うということで、各市町がそれぞれ委託契約してしなくていいように、そういったことで事務の簡素化もできるように、そういった形で負担金ということで今回させていただいております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

理解できました。広報に関しても簡単なフローチャート等につくられて周知を図るというような状況ではあります。やはり転入された方への配慮というのは確実にして、申請漏れがないように行政のほうも広報をしていただきたいと思っているところなんですけれども、これは先ほど1回目の質問で家計急変者というのが今回該当しない、今回上げていないということで、令和4年度、昨年度に5万円給付されたときに、予算計上の中に家計急変者5名という予算案が出ていたんですけれども、今回は全く家計急変者、この制度自体、そういった枠がなかったのか、今回は非課税世帯だけにしたのか、そこをまずお尋ねしたい。

それと、もし後者のほうの家計急変者を今回外したというのがあるならば、そのフォロー、そういった支援をどのように考えていくのか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

福祉課長。

**○福祉課長（山口貴行君）**

お答えをいたします。

今回の給付金につきましては、今までは国庫補助の直接でありましたけれども、今回は臨時地方交付金の中の事業として実施をするようになっております。その分の低所得の支援枠の交付金の算定基礎となっております分につきましては、住民税非課税世帯のみを対象といたしておりますので、今回、その家計急変者については除くというようにしております。

当然、令和4年度で家計急変の方たち、そういった方たちにつきましては、引き続き低所得が続いていれば、今年度の非課税世帯に含まれているものと想定し、その方たちが非課税世帯であれば、その給付金の対象となるものでございます。

ただし、例えば、家計急変でもしそういった方で、今後やっぱり困っていらっしゃる方とかいけば、今後、例えば本当に困っていらっしゃる生活保護とか、生活困窮者と、そう

いった形の中での相談があるかと思しますので、そういった方たちについては、そういった支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

次に、15ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費から16ページ、3款、民生費、3項、生活保護費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで歳出3款、民生費の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

**○議長（辻 浩一君）**

休憩前に引き続きまして議案質疑を続けます。

次に、17ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

4目、予防費について順次発言を許可します。水山洋輔議員。

**○1番（水山洋輔君）**

それでは、質問をさせていただきます。

医療機関への燃料費等高騰支援金事業です。主要な事業の説明書の7ページになります。

まず、1回目の質問ですけれども、診療及び新型コロナワクチン接種継続のための支援金の対象として、病院、医院、歯科医院、調剤薬局が設定されている理由をお尋ねします。

2点目に、議案第28号令和5年度第1号補正予算において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、個別接種に応じた分の支援金を国庫支出金から出す事業がありますが、今回の、こちらの議案第31号の令和5年度補正予算の分については、さらにそこから1回当たり400円を上乗せして支援金を支払うというふうに理解していいのか、お尋ねします。

**○議長（辻 浩一君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（小笠原啓介君）**

お答えいたします。

1点目の御質問ですけれども、設定された理由ということですので、燃料費や物品、これが高騰する中で、施設の維持管理費等の負担を軽減するため、地方創生臨時交付金を活用して、燃料費等高騰支援事業として、医科、歯科、保険薬局を支援することといたしております。加えて、令和5年度まで新型コロナウイルスワクチンの接種事業が延長されましたので、接種のための物品、施設管理等の負担軽減のため、ワクチン接種を実施する医療機関

に支援をするということにしております。

それから、2点目の御質問ですけれども、上乘せして支援金ということですが、条件が合えば、市の補助金、国の補助金、これは上乘せしてお支払いするという事です。

内容的には、まず、市の今回お願いしている補助金ですけれども、令和5年度まで新型コロナウイルスワクチン接種事業が延長されましたので、先ほど申し上げましたとおり、物品や施設管理等負担軽減のため、ワクチン接種を実施する医療機関への支援ということになります。

また、先ほど議員おっしゃられた国庫支出金から出す事業ですけれども、令和5年度から各市町のほうに事務委託がされておまして、この条件として医療法で定められている病院、大きな病院ですけれども、これは除外されるということです。対象になりません。さらに、条件として週100回以上の接種を行って、その週が、定められた期間に4週以上あって、なおかつ、夜間、休日、時間外接種の体制を整えた診療所と、こういうふうになっておりますので、非常に厳しい条件となっております。最近のワクチンの配分を見ておられますと、対象となる診療所というのが少ないのではないかというふうな懸念をしておるところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。まだ今年度についても新型コロナワクチンの接種が継続するための必要なことということで承知しました。

2個目の質問で先ほど言われたのは、要は国の条件に当てはまる病院が市内の病院ですとか医院ですと少ないということで、そこの分の補助を市がやるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

まずもって、今回の予算を計上しておりますのが燃料費等高騰支援事業ということで、市内の病院、医院、歯科医院、調剤薬局、こちらのほうも大変苦慮されているというふう聞いておりますので、まずはその燃料費高騰対策ということでお願いをしているところです。

先ほど言われたように、国の条件もなかなか厳しゅうございますけれども、こちらのほうで補填していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

最後の質問になりますけれども、燃料費等高騰の分のということで御説明をいただきましたけれども、支援金についてそしたら何か用途等の、これに使ってくださいというのは定められたりしていますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

市の支援金としては、その用途等を指定したものはございません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私は、予防費の委託料の子ども等インフルエンザ接種費用軽減事業、主要な事業の説明書は6ページのほうに記載されていますが、そちらのほうからの質問をさせていただきます。

通告書にも書いておりますが、補正予算で計上された理由。今回、なぜ当初予算で計上されず補正での計上になったのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

初めに、当初予算といたしましては1回1,000円の助成ということで予算を計上させていただいております。それで、今回の補正で地方創生臨時交付金が活用できましたので、あと1,000円を追加して、合計1回につき2,000円の助成とするというところでございます。

まず、当初から2,000円ではないかという御意見もございますけれども、本事業でもなかなか予算確保という面でも厳しいものがありまして、今現在、補助金や交付金の活用ができればその時点で補正をするというようなことにもしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

理解しました。



あと、これは、今回は委託料で予算計上されていますけれども、事業内容の中段に助成額が書いてありますけれども、その文面に、「交付要綱に基づく金額（2,000円）を委託料として医療機関へ支払う」という表記になっておりますが、単純に、委託料の交付要綱というのがあるのかどうか、そこを教えてくださいと思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

子ども等インフルエンザワクチン接種費用ということですが、委託料として医療機関のほうに助成をしておりますけれども、交付要綱（73ページで訂正）ということで、この接種費用の軽減事業につきましては交付要綱（73ページで訂正）をつくっております。（発言する者あり）はい。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

交付要綱があるとですね。（「あります」と呼ぶ者あり）あるとですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたらよかです。何か、ずっと例規集とか見よっても補助金の交付要綱というのはあったんですけど、もちろん、この事業の実施要綱はあって、実施要綱に記載されてあったんで、別に交付要綱をまたつくってあるのかなというところの質問ですが、交付要綱はあるということで理解しました。

あと、最後の質問になりますけれども、これはいつも12月——その接種の期間はそのまま変更はないということで解釈していいのか。接種期間の変更も今回予定されているのか、そこも踏まえてお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

統括保健師。

○統括保健師（佐熊朋子君）

お答えいたします。

以前は10月から12月というところでしておりましたが、一昨年ぐらいから、新型コロナワクチンが思ったように病院に、手元に届かないという状況がありましたので、今は10月から1月まで延長して4か月間対象期間としております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで歳出4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、18ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

3目、農業振興費について発言を許可します。諸井義人議員。

**○7番（諸井義人君）**

農業振興費についてお尋ねをいたします。

今回、強い農業づくり総合支援事業ということで新規という形で予算を上げておられますけれども、この予算は、もともと今年の3月の補正予算でついていた産地生産基盤パワーアップ事業ということで、同じ金額で6億1,687万3,000円が採択をされてついていたかと思えます。この前の合同常任委員会の説明の中では、その事業が不採択になったという形での説明をされたかと思えますけれども、なぜ3月に議決をしていた予算が不採択になったのか、詳細な説明があればもう少し分かりやすかったと思えますので、少し、詳細な説明をお願いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

農業政策課長。

**○農業政策課長（植松英樹君）**

お答えする前にですけど、6月12日に国のほうから令和5年度の強い農業づくり総合支援交付金の内報が県のほうからありました。報告いたします。

それでは、産地生産基盤パワーアップ事業の不採択になった理由ですけど、お答えいたします。

本事業は、予算要望段階で成果目標の配分基準ポイントが設けられております。その合計ポイントによって、全国一律に上位から採用されることとなっております。今回、本市から要望したキュウリのハウスは、ポイントが採択基準のポイントを満たせず不採択となったということを県のほうからお聞きしております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

諸井義人議員。

**○7番（諸井義人君）**

今、課長の説明の最初のほうに、6月12日に強い農業づくりということでは採択になりましたという説明があったかと思えます。よく腑に落ちないのが、産地パワーアップ事業と強い農業づくり総合支援、どこにどういう違いがあるのか、もう一回説明をお願いします。同じ名前ではいけなかったのかどうか。

**○議長（辻 浩一君）**

産業振興部長。

**○産業振興部長（井上 章君）**

それでは、産地パワーアップ事業と強い農業づくり事業の違いというところから御説明を

させていただきます。

もともと産地生産基盤パワーアップ事業という事業は、例えば、水田とか畑作、野菜、そういったところの産地が平場または中山間地域、その地域などの営農戦略として考えました産地生産パワーアップ計画、この計画に基づいて、高収益の作物等に取り組むための、農作物全てに対しての支援を行うというのがこの事業の目的でございます。したがって、1人からでも産地生産基盤パワーアップ事業の計画があれば取り組めるということでございます。

強い農業づくり交付金事業につきましては、この強い農業づくり交付金事業の必要な共同利用施設の取組というところでございますので、基本的には5戸以上の組合をつくって取り組むということが大きな違いというところになってきます。

前の質問にもありますけれども、この強い農業づくり交付金事業というのは当初から予算が国のほうからつきますけれども、産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、国のほうの通常の補正での取組ということになりますので、今回、国のほうが2月、1月の第3次の補正でつけられたということもありましたので、この分、事業をこれまでもつくものということで取り組んでまいりましたので、3月の補正で計上させていただいたというところでございます。しかし、今回は不採択という通知が3月議会終了日に来ましたので、この事業を今度は強い農業づくり交付金事業のほうに組み替えて申請をしたという経緯でございます。

ただ、大きな不採択の詳細と申しますのは、この事業につきましては、不採択の理由というのは国からは説明を受けておりません。来ておりませんが、県の説明というか、報告によりますと、先ほど説明いたしましたように、この産地生産基盤パワーアップ事業はもともと産地での取組の事業ということでございますので、今回採択基準ポイントで優先枠ポイントというのがございます。その優先ポイントの中に中山間地域での体制整備というのがありまして、この体制整備の中で一部、中山間地域での整備がなかったということで、今回その優先枠のポイントが取れなかったのが不採択の大きな原因ではなかろうかということで県のほうからは報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

3回目になりますけれども、そしたらば、産地パワーアップ事業では採択をされないで今度の強い農業づくりとしては採択になったということであれば、今後はこの強い農業づくりを先にするのか、また来年度に向けても産地パワーアップをしようとするのか、そこら辺どうなのか、私は不思議に思っていますので、もう一つ説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

どちらかをするのかということでございますけれども、先ほども申しましたように、強い農業づくり交付金事業は条件が5戸以上の生産者を組むという条件が第一になってきます。その点では、産地生産基盤パワーアップ事業になりましては、この計画をつくれば、1人からでも取り組めるということになりますので、今現在トレーニングファーム等々、研修をされている方ですけれども、必ず5人以上の組織をつくれるかという保証はありませんので、こちらの、まずは産地生産基盤パワーアップ事業のほうで取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、9目、農業農村整備費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、私は委託料に関して、農村地域防災減災事業に関してお尋ねをします。主要な事業の説明書は9ページに記載されております。

今回、ため池が追加ため池ということで3か所追加になったということでの追加補正だと理解しておりますけれども、そもそもため池というのが市内に何か所あるのかということと、今回追加になったため池の3か所の場所というのが分かっていたら。もし分からなかった場合は、どのような選定方法でそこを選定されていくのかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

現在、嬉野市内にある農業用ため池に関しましては124か所ございます。そのうち、佐賀県が防災重点農業用ため池に指定しているものが113か所ございます。このうち、104か所がハザードマップ作成の対象ため池となっております。現在、令和4年度までに43か所、ハザードマップを作成しており、今年度は33か所となっております。作成後は、公表については速報として嬉野市のホームページのほうに掲載しております。

それと、追加の3か所ということでありまして、追加するため池に関しましては現在選定中でございます。選定につきましては、このハザードマップ作成にはため池の管理者とか、行政区長とか、ワークショップを行っております。その分で、1地区に1か所もあれば2か所、3か所という行政区もありますので、今後、3か所の分を再度エリアの検討をして、参加していただく行政区長さんのほうに連絡したいと思えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3か所の選定に関してはワークショップ等も開催しながら、その行政区長及び関係者等々で協議していただきながら選定をしていくというような方向性でということと理解しました。

現在124か所ある中で、県が指定している防災重点ため池、これは市のほうでもため池マップのほうに掲載しておりますけれども、これは114か所で掲載してあったんですけれども、先ほど、課長答弁の中では113か所ということで、これは1か所減っているわけですね。その理由と、あと、現状での進行状況では令和4年度までに43か所して、今回、5年度で33か所予定だよと。その残りの分はまた来年度でされる計画があるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

先ほど113か所、載っている分と114か所ということとあります。今、随時ため池の廃止を行っており、その分で1か所減っております。

それと、今後の計画としましては、令和6年度で一応完了としております。残りの分は令和6年度で行いたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ありがとうございます。最終的に今、課長答弁の中でもありましたように、私もホームページで拝見させていただきましたが、今まで取り組まれてきたハザードマップ、これは速報として地図に落として掲示していただいておりますけれども、各行政区ごとまとまっているいろいろ作成されていると思いますけれども、最終的な方向性としてなんですけれども、令和6年度で対象地区全部完了というような状況になった後、ため池の防災ハザードマップ的な冊子ないしはそういうものを発行される考え方、そういった考え方を最後に伺いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

**○農林整備課長（馬場敏和君）**

お答えいたします。

令和6年度、最終年度に成果品として冊子を作る予定であります。それで、関係地区に全戸配付ということでA3ぐらいの感じで考えております。

それと、公民館のほうにA0とか、そんな感じで、その地区の関係するため池について配付する予定であります。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

これで歳出6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、19ページ、7款、商工費、1項、商工費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

2目、商工振興費について順次発言を許可します。水山洋輔議員。

**○1番（水山洋輔君）**

それでは、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）です。主要な事業の説明書は10ページになります。

まず、1回目の質問として通告の内容のとおり、まず1点目、実施期間について伺います。

2点目は、事業の対象者及びポイント還元費1万5,000円掛ける1万人の設定の根拠を伺います。

3点目は、事務局委託費について、1,100万円の設定の根拠を伺います。

4点目は、市内店舗の収益向上及び経済活性化を図るための事業ということで説明書のほうには示されていますが、「うれしかード」加盟店以外の原油ですとか物価高騰による影響を受けた市内の店舗、事業者への対応はどのように考えられているのか、伺います。

5点目は、還元される「うれしかード」のポイント利用について、資源の分配が各加盟店に一定の効果として得られるような条件等の設定がされているか、お伺いします。

**○議長（辻 浩一君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（小野原 博君）**

お答えいたします。

まず、実施期間につきましては、令和5年9月から12月までを予定しております。ただし、予算がなくなり次第、終了となることとなります。

今回の議決後に事務局の選定、システムの改修、加盟店への説明、新規加盟店の募集、カード所有者への周知等にかかる時間を考えますと、開始時期についてはやっぱり9月になるものと考えております。

終期につきましては、財源を地方創生臨時交付金を活用することから、1月末には精算をする必要があります、12月末と考えております。

続きまして、設定の根拠につきましては、本事業の財源を地方創生臨時交付金を活用することとし、還元ポイントを予算額1億5,000万円と上限枠を設定いたしました。その上で、1人の利用限度額を1万5,000円と設定したことによるものでございます。1度に1万人の方が限度額1万5,000円を利用していただくものとは思っておりませんので、あくまでもこれは積算上の数値でありまして、実際には1万人以上の方が御利用いただけるものと考えております。

次に、事務局委託の内容に関しましては、まず、ポイントの集計及びシステム会社との発行状況等に係る連携、事業に対するコールセンター業務、それと、チラシ、ポスター、広告等の周知。また、加盟店に対する説明会の開催。それと、新規加盟店の募集。また、運営母体であります嬉野温泉商店サービス会との事業の連携等、事業全体の管理運営を想定しております。

続きまして、加盟店以外の事業者に対する対応についてですけれども、「うれしかード」を活用した事業につきましては、令和3年度から事業を実施しております。昨年、カード事業を展開する前に市内の事業者に対しまして聞き取り調査を実施いたしました。原油や物価高騰による事業者への影響は、あらゆる業種に及んでおりまして、佐賀県では、影響を受けた事業者に対し、要件を設けて支援金等を交付されております。市といたしましては、「うれしかード」事業を通じて消費活動を促し、本事業の目的であります市内経済の活性化を図りたいと考えております。

次に、条件等の設定につきましてですけれども、システム上、条件を設けるのは難しく、利用者に混乱を招くことにもなりますし、消費活動の障害になる可能性もございますので、条件等の設定をすることは考えておりません。

以上となります。

**○議長（辻 浩一君）**

水山洋輔議員。

**○1番（水山洋輔君）**

承知しました。

そしたら、先ほどの答弁を踏まえて2回目の質問になるんですけれども、市内には「うれしかード」の加盟店のまた新規加入とかもされるということと、今の加盟店への説明をされるということで答弁をいただきましたが、市内には法人ですとか個人など様々な事業者がいらっしゃると思います。B to C、ビジネス・ツー・カスタマーの、いわゆる一般消費者向けの商売であれば、「うれしかード」の加盟に取り組むことは一定の加盟店への促進効果はあると思うんですけれども、B to Bの場合、ビジネス・ツー・ビジネスの企業間の取引の商売

をされている事業者さんについては、加盟を促進しても効果は得られないかなというふうに思います。そういったところの「うれしかード」の特性上、市民の人が使うカードというところでは、この加盟の促進が一般消費者向けの事業者さんにどうしても割合が大きくなるというふうに思うんですが、そういったところも踏まえて、この新規の加盟の募集というのはどのようにされていくのか、お聞きします。

それと、2点目の質問ですけれども、資料請求で頂いた資料を拝見すると、昨年度の「うれしかード」のポイント交付事業では、約1億4,500万円の交付がされております。昨年の9月から今年の5月までに約1億1,000万円のポイントの利用をされていますが、その内訳が、大体6割程度が小売（食品）というふうになっていると思います。資料の中で分類を10類にしていますが、残りの9分類については、交付された利用の利用率が10%から1%台というふうになっています。そういったところで、市としてこのポイント交付事業について、加盟店ごとに、分類ごとでも結構なんですけど、どのぐらいの収益効果ですとか、経済効果があればよいと考えていらっしゃるのか。何か目標数値とかございましたら、含めて御説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

加盟店につきましては、まず、「うれしかード」が地域内でしか使えない限定的なカードでありますし、投入する原資が市外に流れることなく確実に市内で消費されて循環していくというものでございます。

先ほど言われましたように、個人の消費にだけじゃないかということでもありますけれども、もちろん、加盟店が仕入れに係る分ですとか、人件費に係る分、いろんな面で波及効果があると思いますので、まずは「うれしかード」事業を通して市内の活性化に努めたいということでございます。

それと、個店ごとへの目標数値等があるかということもございますけれども、現在のところは加盟店、個人店については数値等は設けておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、3回目の質問になります。

目標設定ですとかは定められていないというところで、利用をされるのはカードを持たれている方の自由と、持たせる必要はあると思いますが、例えば、このポイント交付事業をさ



れて、加盟店によっては収益の効果ですとか、経済効果を体験できない、体感できないようなところもあるかと思えます。そうなることで、「うれしかーど」の加盟店からの脱会ですとか、「うれしかーど」の新規加盟が伸び悩むといった、こういった進まなくなる可能性というの也被えられるんじゃないかなと思えます。

1回目の質問でも伺ったんですけど、事業者ごとに資源の分配というところで、カード加盟店になっていただくことでメリットを感じてもらえるようにする必要というのはあると思えますが、そのところをどのようにお考えになっているのでしょうか。

あと、もう一つ、「うれしかーど」を活用してもらおう中で、市内の事業者の経済活性化を目的ということで今回されているということでもまず理解はしているんですが、例えば、今回1万5,000ポイントということで設定はいただいているんですけども、このポイントを経済活性化という観点から言えば、加盟店以外のいろんな事業者さんに対しても何らかの原油高騰対策ですとか、物価高騰対策事業として市内事業者さんに分配するようなことは考えられなかったのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

加盟店に条件等を設けることは、先ほど言いましたように考えておりません。加盟店の中にはいろんな業種の方がおられます。そういう中で、やはり消費者の方が何を買物したいのかとか、どういうものが必要なのかということでぜひ消費を活発にさせていただければと思っておりますし、加盟店においては、自分のお店で買物をさせていただくという努力もやはりしていただかないといけないと思っております。そういう中で活性化が生まれてくるものと思っておりますので、そういう工夫も凝らしていただきたいということで期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私も、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）に関してお尋ねをします。

先ほどの質問、答弁の中でかぶっているところもありますが、かぶっているところはまず削除していきたいと思えますけれども、通告書に上げている中で1点目、3点目はかぶっているかと思えます。そもそもこの事業というのは、私が今「うれしかーど」を持っていると。それで、先ほど課長の答弁の中で実施期間が9月からの予定ではありますけれども、私が、

例えば5,000円の買物を加盟店でしたと。そしたら5,000ポイントつくという解釈ですよ。そういう解釈でよかですよ。はい、分かりました。そういう中で、そういう事業内容というを確認しました。

先ほど質問の中にも上がりましたが、もう一度、ダブって申し訳ございません、事務局委託費が1,100万円ほど計上されておりますが、主要な事業の説明書の中に書いてありますけれども、ざっくりした1,100万円の内訳というのがあるのかどうか、そこをお尋ねしたい。

それと、コールセンター業務というのがいまいち分からなかったの、そこをお尋ねしたい。

その事務局委託費というのは、全部、負担金、補助及び交付金で商工会への補助ということになりますけれども、この事務局も商工会ということで考えていいのか。また商工会がどこかに事務局を置かれるのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

事務局の委託内容につきましては、先ほども申しましたとおりでございます。業務全般の運営管理を想定しております。

それと、補助金として商工会への支出となりますけれども、商工会からこの事務の委託をしたいということで考えております。その委託先については、観光商工課と商工会で協議をしながら決定をしたいと思っております。

委託することによって、もちろん商工会にしても、市にしても、職員が大きな負担を負ってどうしてもほかの業務が進まないということにならないように、この事業そのものがスムーズに、円滑に行われるように考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、その事務局委託費というの金額という細かな、例えば、ポイント集計、あるいは広報に幾ら幾ら予算を積まれたとか、コールセンター業務に幾ら幾らかかるというような、具体的な金額の積算の状況というのはまだ分かっていないのかということをお尋ねしたい。

それと、そもそもこの「うれしかーど」、もちろん私も持っているんですけども、市民が今約2万5,000人ぐらいいるんですけども、何枚持たれているのかということと、使え

るお店、いわゆる加盟店が直近で何店舗あるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

それと2点目、先ほど水山議員のほうからもあったかもしれませんが、今回この経済活性化事業でポイントを還元するというような状況で、これは考え方なんですけれども、事業の目的・効果の中で、市内店舗の収益を向上させ、経済活性化を図るという目的がありますけれども、これは加盟店だけ、同士、加盟店だけ内で回していくように私はどうしても捉えてしまうんですね。いわゆる普通の小売、あるいは普通の店舗、こういうところとの整合性というか、そういったところをどのように考えられているのか、そこを3点ほどお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

委託費の内訳といたしましては、本事業を計画するに当たり、複数の事業者に取り組みを行っております。その中で予算設定の参考となるものを聞いております。

あと、「うれしか一ど」の市内での所有件数は、これは5月24日時点ですけれども、2万718人ということで把握をしております。

それと、加盟店は現在71店舗となっております。

先ほどから出ております加盟店だけで回るんじゃないかというお話ですけれども、先ほども言いましたように、もちろん、加盟店の仕入れに係る分ですとか給与等の支払い等、やはり加盟店で買物をしていただくことで市内全域に経済効果をもたらせるものと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3回目です。まず、広報というところでいろんな広報の仕方があると思いますけれども、市内の経済を活性化するということがあります。市民の方が今2万718人お持ちなんですけれども、今までの事業の中に市外観光客の方もお持ちになっているかとは思いますが。こういう状況でそういう方々のデータもありますので、そういう方々にも、こういう状況で嬉野市が取り組んでいるよというようなこともしっかり広報していただきながら、ぜひとも、市内経済の活性化の一翼を担っていただければと私は思っております。

それと、先ほど現在71店舗と、これは「うれしか一ど」が令和3年の事業から取り組まれて、そのときの一番最初の目標値達成というのがなかなかできていない状況なのかなと思います。先ほど目標値、小売が幾らかとかいうところはあまり決めていないというような答弁

もありましたけれども、当初に目標値100というのができていますので、そこは必ずクリアしていただきたい。クリアするためにどういうふうにしていけばいいのかどうか、旗振り役となる商工観光課がどのようなビジョンを持っておられるのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

周知、PRについては、市内外に向けて行っていきたいと思っております。

それと、加盟店の募集増加については、やはり目標を持って取り組みたいと思っております。ただ、私たちが加盟店募集で各店舗を回ったときにおっしゃるのが、どうしても店舗では独自でサービス等を行っているということで、二重のサービスはなかなか難しいとか、直売所辺りでいいですよと、組合員さんへの還元と消費者へのサービス、さらにととなかなか厳しいねというお話もお聞きしますので、そういうところをもう一度説明しながら、加盟店の募集に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

私も、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業についての質問を行います。

こういった経済支援に関しては、消費者側の経済支援という側面と、この事業でありますように、市内店舗の経済支援ということで2つの側面があると思うんですけども、今回については、物価の高騰による消費の落ち込みで打撃を受けている市内店舗の収益を向上させる、これが目的ということで書いてあります。

そこで質問なんですけれども、先ほど水山議員の答弁でもありましたけれども、利用する側が一部の店舗に偏ってしまうと、恩恵を受けられない店舗も想定されるというふうに思います。先ほどは各店舗の努力が必要だというふうにおっしゃいましたけれども、そうなった場合に、ここに書いてある目的が達成されないと。これだけの予算がかかってあるにもかかわらず、実際に消費が落ち込んでいる店舗が、むしろ収益の向上ができないというふうな結果も想定されると。そういったところで、ある程度業種ごとに上限を定める、上限に達するように努力をすると、そういったことで配慮をすべきなのではないかというふうに思いますが、改めてそこら辺の見解をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

**○観光商工課長（小野原 博君）**

お答えいたします。

偏りを防ぐような取組、設計ができないかということでございますけれども、やはりまずは利用していただくということが最前提だと考えております。利用者に買いたいものを買っていただくというところが一番だと思っておりますので、今回はそういう設定は設けずに消費活動を促していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

山口卓也議員。

**○5番（山口卓也君）**

恐らくそういった偏りができて、加盟者さんで協力して皆さんで経済を活性化せよと、そういう意味で加盟されていると思いますので、その中で不平等ができないような、そういった配慮をしていただければなというふうに思いました。

ぜひとも、終わってから検証していただきたいと思ひますし、消費者の目線に立ったら自由に使えることがいいと思ひますけれども、仮に、例えばそれが日用品ばかりで消費されてしまうと、そもそも物価高騰に——大体四、五%、物価が高騰していますので、皆さん、例えば消費が低迷した分を普通に買われる分であれば、例えば大型店舗とかで買われたら、通常消費されるような量がそのまま消費されて収益の向上に結びつかないことも考えられますので、本当に打撃を受けている店舗を救うんだと、そういう視点に立つと、やっぱり配慮が必要だったんじゃないかなと。

旅行支援というものがあって、「Go To トラベル」というのがありましたけれども、あれは県別に上限が定められて、消費者も、ここは上限に達したから利用できないとか、そういったこともある程度経験しておりますし、じゃ、利用されていないところはどこだろうかと、じゃ、ここを旅行してみようかと、そういった、観光業の視点に立った政策がされていたんじゃないかなと思ひます。そういったものと同じように考えると、ある程度上限を定めたほうが無難だったのかなというふうに私は思ひます。

そういったところで今後検証をしていただきたいと、それだけお願いしたいですし、本当に消費が落ち込んでいるところができるだけ助かるような、そういった制度設計を検討していただければなというふうに思ひました。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に、宮崎良平議員。

**○9番（宮崎良平君）**

ある程度、この件に関しては質問も出切ったかと思うんですけど、ただ、これは先ほど山口卓也議員もおっしゃっていたんですけど、より大きく効果を出すためにというところでいうと、ポイントカードを使って、市民にも還元ができるというところですよ。2つを取ろうと思うと、こういう事業というのはいいのかなと思いつつも、ただ、これは先ほどもおっしゃっていた「うれしかーど」加盟店のみというふうに見えがちなところがあるので、そのところは、それ以外の店舗、加盟店じゃないところも含めてですけど、そういった人たちも何かサポートできる事業というのにこれが回せなかったのかなというところがあります。実際のところ、新型コロナウイルス期間中の厳しいところに嬉野市がグリーンフラッグ等、そういったものを使って、ある程度そこを集約してできたところがあったじゃないですか。グリーンフラッグに加入すればここにお金を落とせますよとか、何かしらそういったもののデータとかというのが残っていると思うので、そういったものが活用できなかったのかなと、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回はグリーンフラッグ等のお店を活用ということではなく、「うれしかーど」事業で経済活性化をとということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

市長、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今回は特に消費者のほうに重きを置いた経済支援対策だろうというふうに私自身は考えております。自営業者の皆さんも一人の消費者であるという観点から、幅広い「うれしかーど」の店舗での加盟店がございまして、日用品を買える、あらかたのものはそこでカバーができるのかなと。ガソリンスタンドもありますし、そういったところで活用していただければというふうに思っております。

個別の事業者に関しましては、やはり県の事業とか国の事業も引き続き物価高騰に伴うもので、燃料費であったりとか、農家に対する支援等々もかなりありますので、そういったと

ころで、社会全体でこうした物価高騰に対しての支援という中で、今回は市民一人一人にスポットを当てる政策が、嬉野市として出す政策としては一番理にかなっているのではないかというふうな考え方の中で出ささせていただいているというふうに思っております。

ご提案いただいていたグリーンフラッグにつきましても、確かに、このコロナ禍の中で皆さんご協力をしていただく意思を示していただいた方だということでもありますので、これは、今後の支援策の中でも、それは当然リストとして残っているわけでございますので、様々な支援を考えると、そうしたリストの活用の下に、事業者支援というのもこれから検討していかなければならないというふうには思っております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

次に、古川英子議員。

**○3番（古川英子君）**

今までの皆さんのお答えの中である程度分かったんですけども、「うれしか一ど」に加盟している市内店舗の収益を向上させるとあるが、71店舗に満遍なくということを知ったんですけど、先ほどの質問の中で満遍なくという言葉ではないというようなことをお聞きしました。

昨年末、「うれしか一ど」事業を行われたときに、ある店舗では品薄状況になってしまっているほど皆さんが買物をされていたという現状から考えますと、今回もまた一定のところだけにはかなり行かれるんだろうなと思いますね。そうすると、やはりそこで収益の差が出てくるんじゃないかなというふうに思いましたが、それはいかがでしょうか。

それともう一つ、2番目に関しては、買物をすると100%相当部分が還元されるけれども、買物をする市民だけに対してのプラス効果になって、やはり一番に、市民全員に配付ということ、額もそれだけいろんな大変になってくると思うんですけど、することによって、結局買いに行くのは状況としては同じなんだから、一部市民が買物に行ってそれを得ることじゃなくて、やはり市民全体も考えていただければなとは思ったんですけども、いかがでしょうか。

**○議長（辻 浩一君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（小野原 博君）**

お答えいたします。

先ほどから出ておりますように、満遍なく店舗のほうに効果が表れるようにということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、店舗ごとの制限を設ける条件は、今回は考えておりません。

もう一つ、一部の市民だけ、買物をされる方だけにプラスになるのではないかということ

でございますけれども、今回の事業の大きな目的といたしましては、やはり市内の経済活性化ということでございますので、消費者が加盟店に足を運んでいただいて、まず、買物をしていただくと。それにポイントを付して、さらにまた買物をしていただくということで倍の効果を期待しているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

堂々巡りをしてしまうような感じがあるんですけども、今まで2回ほど「うれしかーど」事業でされていますので、そこら辺の結果というのを踏まえると、じゃ、どういうふうにして満遍なく行き渡されるかということも考えてほしかったかなと思います。

やはり市民全般を考えてのプラス効果が得られるようにしてほしいかなと思うんですけど、ここから先は同じことの繰り返しかなと思いますので、これで終わります。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

3点質問していますけど、1点目の普及率については分かりましたので、結構です。

2点目の、最初からポイントを付与する方法は考えられなかったのかということで出しています。いろいろ考えていく中で、市内の経済活性化、または消費者の目線に立った、2つ考えかたはあると思うんですけども、私はいつも低所得者のことを言っていますが、今回、低所得者対策で5万円の支給というのがありました。そこら辺の分でこれを使っただけならばまたいいのかなとは思いますが、通常、今回の1万5,000円、4人家族で6万円、倍で12万円の経済効果があるということで、経済効果としては非常に大きいなと思いつながりながら見ていたんですけども、逆に言えば、お金を出せないところもある、先ほど話がありましたように、満額1万5,000円使えないところもあると思うんですけども、そういった部分で、最初からポイント上乘せという考え方はされなかったかどうか。このやり方が悪いということじゃないんですけども、そういった考え方が俎上に乗らなかったのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、先ほどと関連はするんですけども、いろいろな事業者という中で、加盟店の制限はないという答弁がありましたけど、この制限がないというのは大型店舗も制限がないのかどうか。市内の中小商店街を守るという意味は理解できるんですけども、このポイント事業を今後も継続していくということになれば、やっぱりこういった大型店舗でもある意味使いは制限とかいろいろ考えられるとは思いますが。大型店舗は幾らまでとか、以前は商品券等で大型店舗は幾らまで、小さな店は幾らまでとかいうようなこともやったことありますけ



ど、そういったことも踏まえて、「うれしかーど」を本当に嬉野市民のカードとしていくためには、今後はもうちょっと広げて大型店舗でも使えるような、そういったこともやっていけないといけないと思うんですけれども、その点についてどういうふうなお考えをされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

最初からポイントを付与することは考えなかったのかということでございますけれども、資料にも提出しておりましたように、ポイントを付与してお渡ししても、なかなか使っていただけない方がやはりおられます。使っていただかないと経済活性化にはつながらないものでありますので、今回は、まず、現金でお買物をしていただいた方に還元すると。それで2倍の効果を得たいということで計画したものでございます。

それと、大型店への拡充についてですけれども、本事業は、地域内でしか利用できない「うれしかーど」ということで活用をしておりますし、先ほどから申しておりますように、投入した原資が市外へ流れることなく市内で流通するというのを考えておりますので、市外に本社等があります大型店については、拡大は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

先ほどおっしゃった、使われていないからというところですが、それに関しては、使う人、使わない人自由なわけですから、それはそれでそういう考え方でいいのかなと思います。

今回は使い道が制限されるとかいろいろあると思うんですけど、市長に聞きたいんですけど、私が最初に質問した考え方、今回の部分は一つのやり方だと思いますけど、今後、先ほど言いましたように「うれしかーど」を市民のカードにしていくために、もっと幅広く考え方を広げていけないといけないと思うんですけれども、そこら辺についての考え方だけお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

「うれしかーど」のポイント事業のそもそもの大きな狙いというのは、やはり地域の消

費を拡大していく。なるべくこうした市外の流出を防ぎながら、地域経済の活性化と給付事業というのが併せて進むことで相乗効果を狙ったものであるという前提の下に立っております。

そういった意味では、いろんな様々な自治体においてもプレミアムつきの商品券の販売、これは特定の人は何百セットも買っていくという不公平が生じておりましたし、そういった大型店舗に集中をしてしまい、結果的には地域の皆さんの消費が市外に流出した結果にもなったし、不公平感を残すような形になった。それはちょっと、我々としては避けたいなというふうに考えておりました。

現金給付というのも一つの方法なんですけど、それだと、政策的な効果がなかなか見えにくいというのが我々としては一番あります。貯蓄に回る、それはそれで考え方だとは思いますが、消費の低迷の中でどれだけ地元到我々が給付をした結果、地元経済の活性化につながったのかということが後々検証できないと、これを継続して行うことはやはり困難であるというふうに思います。今回、こうしたポイントで、市内でポイントの使用状況というのは後々検証ができます。先ほど公平性ということでいろいろと御懸念をいただいたかというふうに思っておりますけれども、私が議会の資料請求にも応じて出させていただいた資料でも御覧いただければ分かるように、比較的幅広くお店で消費をいただいて、加盟店では消費をいただいたんじゃないかなという認識に立っておりますが、先ほどこうしたポイント自体がためこまれてしまっていることも課題としては浮上しましたので、今回の方式になったということでもあります。

今後の支援のあり方として、所得に応じた条件の変更とか、こういったことも全く考えないわけではありませんけれども、今回はとにかく早くというところと、こうした財源も今年度のことでもございましたので、スピード重視ということにはなりました。今後の展開の中では、そうした様々な低所得者の皆さんへ手厚くしていくべきなのかとか、状況に応じた判断をしていくべきものだというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

先ほど1点、答弁をもらい忘れた分があって、私が言っている大型店舗はあくまでも市内の大型店舗ですので、よその市外ということじゃありませんので、市内の大型店舗。そこに対する加盟は可能なかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。先ほどその答弁を聞き忘れたので、その点をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

本社が市外にある大型店舗等への拡大は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

私も、この新型コロナウイルスの緊急対策事業（経済活性化事業）について質問を出しております。

今までの皆さんの質問を聞いておると同じようなところはあるわけなんですけれども、私の今回の質問では、使う側、市民のほうからの対応として、この事業自体は非常にいいというふうに——私の知っている人たちにこういう事業が今度ありますよ、1万5,000ポイントぐらい還元されますよという形でお話をする、ああ、それはよかった、すばらしい事業だということで皆さん歓迎をしてくれます。ただし、この「うれしかーど」を持っていかないとポイントがつけてもらえないということが難点ということでは言われています。先ほど市長の答弁の中にもありましたように、今回の6月議会、各市町で行われていますけれども、現金給付にしたり地域振興券にしたり、いろんな方法でされているということを今、毎日のように新聞に載っておるわけなんですけれども、利用者サイドからすると、使いやすい方法、今の若い人たちは何でカードを財布の中に幾らでも持っていかなければいけないですかということをお私に言われました。何でアプリにしてももらえないのかということ、質問を出した後に、佐賀市の市長のほうで今議会での方法として、佐賀市はアプリで2,500ポイントを交付しますという形であってございましたので、佐賀市でするぐらいならば、嬉野市はもっと先進的にアプリ活用を考えてもらいたいという形でここに出しております。アプリでの活用は考えられなかったのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

アプリの導入につきましては、昨年度事業から検討をしております。加盟店におけるスキナーの導入ですとか、アプリ画面の内容検討を行っているところでございます。

今後、課題を再度検証し、内容を決めた上で今年度事業の導入と併せて開始できないかと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。先ほど梶原議員さんのほうからあったように、先づけできないかということもありましたけれども、私は後づけにしたら2倍の効果が表れるということなので、非常にいいことなのかなというふうに思っておりますので、どんどんアプリのほうも進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。

まず、この経済活性化事業というところですけども、今回、「うれしかーど」ということですけども、先ほどから出ています事業の目的・効果の中で、市内店舗の収益を向上させ、経済活性化を図るためとあります。先ほどから出ておりますけれども、本当にこの事業を考えたときに、経済活性化を考えたときに、この事業をまず導入された理由。ほかに、いろんなのが机上に上がらなかったかと、いろんな案がですね。そこをまずお尋ねしたいのと、私は今回見たときに、本当にこの事業は、先ほどから出ておりますけれども、平等性、公平性に欠けるのではないかと思っております。

次の質問が、先ほどから言います事務局委託費（ポイント集計、広報、コールセンター業務等）1,100万円とあります。課長の答弁の中でサービス会の方にも何とかという答弁がありましたけれども、この1,100万円の内訳を教えてくださいたいと思います。そしてサービス会との関係性、そこもお尋ねいたします。

それと、先ほどからカードの保有者、2万718名ということですけども、ここの数字の中には市外の方も入っておられますよね。市外の方も使えるということでしょうか、確認をさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

本事業の目的ですけども、何度も説明しておりますように、最初に、今回は現金で買物をしていただくと。それに対してポイントを付与しますので、費用対効果の面からは2倍の効果があるものということと、もちろん、「うれしかーど」を使つての事業になりますので、投入する原資が市内経済の活性化に寄与するということで考えて今回提案しているものでございます。

それと、事務局委託費につきましては、先ほどから説明をしておりますように、ポイント集計、広報、コールセンター業務等の事業の全体を管理運営する委託事業者を商工会と共に選定していきたいと考えている分でございます。

サービス会等の関係ということでございますけれども、あくまでも運営母体がサービス会となりますので、いろんな情報共有等には連携を図っていきたいと考えております。

それと、登録者数ですけれども、2万718人につきましては市内の方でございます。市外には2,386名ということで資料を提出させていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

先ほどの市内の「うれしか一ど」保持者が2万718名ということですが、この事業形態から見たら、市外の方も使えるということで理解になるんですけれども、それでよろしいでしょうかという確認です。

それと、事務局委託費1,100万円ということは、積算があつての1,100万円だと思うんですけれども、どうしてその数字が細かくできませんでしょうか。分かっているべき数字と思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、先ほどから上限1万5,000円とありますけれども、一家4人の家族だったら6万円。6万円というその現金というのがなかなか、普通、余裕のある方は使えるかもしれませんが、そこまで使えない御家庭もあります。

それと確認しますけど、例えば、それが市内の方まで使えると仮定しますと、そこも本当に市民の方に行くべき経済活性化事業と思うんですけども、それはどういうふう考えられていますでしょうか。

それと、先ほどの質問で、事業を導入したときにほかに案はなかったかということをお尋ねしていますが、その御回答をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

まず、ほかに案がなかったかということですが、担当課としてはこの事業を考えております。

市外の方が使えるかということですが、もちろん、「うれしか一ど」保持者、全ての方が対象となります。おっしゃっておられます市内の方が使っていただくようにということではございますけれども、市外の方が市内で買物をしていただくことで、もちろん経済効

果は生まれますので、そこは積極的に活用いただければと思っております。

以上です。（「1,100万円の内訳を」と呼ぶ者あり）

すみません。1,100万円の内訳につきましては、先ほども申しましたように、この事業を展開、考える上で聞き取りを行っております。その中でどういうものが必要かということで考えたものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

このような多額な、1,100万円の内訳を出せないということ自体が私はおかしいと思います。

今回のこの事業ですけれども、本当に71店舗、加盟店がですね。公平性、平等性があるんでしょうか。また、経済対策になるんでしょうか。

それと、市内の市民の方へのせっかくの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、本当に大事に大事に使っていただきたいと思います。もっとほかに考えることはなかったんでしょうか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

1,100万円の事業の内訳ということでございますけれども、あくまでもこれは予算上の数字でございます。実際に契約する際は相手方からきちんとした見積りを取って、それが妥当かというものをきちんと判断しながら契約をするものと考えております。もちろん、おっしゃっていただいたように、この事業で経済活性化を図るために最善のものと考えて提案しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

私も質問を出してはいたけれども、皆さんの質問で理解ができました。ただ1つだけ、地域の皆さんから、おむつとミルクが買えるところがないのよねという意見がいっぱい出ていました。

○議長（辻 浩一君）

質問ば……。

○4番（阿部愛子君）続

いいです、それはいいです。（発言する者あり）買えるところがないんですよね。（発言する者あり）ある……（「嬉野薬局とか」と呼ぶ者あり）あるんですか。（「あります」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

○議長（辻 浩一君）

正式な答弁じゃなくて大丈夫ですか。

○4番（阿部愛子君）続

はい、いいです。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

御購入いただける場所がございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

議案質疑の途中でございますけれども、ここで14時30まで休憩をいたします。

午後2時19分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

先ほど議案第31号の諸上議員の質問に対して、市民福祉部長より答弁の修正を求められておりますので、これを許可いたします。市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

諸上議員に対しての答弁の修正をお願いいたします。

衛生費の子ども等インフルエンザ接種費用軽減事業のところ、諸上議員に対し、接種費用のうち交付要綱に基づいて支払うというふうに答弁をいたしておりました。本当は実施要項に基づき支払うというふうに訂正をさせていただきたいと思っております。

それと併せまして、主要な事業の説明書の6ページ、2の事業内容の中ほどのところ、交付要綱に基づいて支払うというふうな説明文を入れておりますけれども、実施要項に基づいて支払うということで、交付要綱を実施要項に修正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（辻 浩一君）

それでは、議案質疑に入りたいと思っております。

次に、4目、観光費について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、嬉野温泉駅開業1周年記念特別企画誘客促進事業についてお尋ねします。

主な事業の説明書は11ページです。

まず1回目の質問で、1点目に、実施期間について令和5年9月から12月ということで設定されていますが、その期間にされている理由をお尋ねします。

2点目は、期間中の予算消化によっては事業の短縮ですとか事業の延長、12月以降も延長されるというふうに理解していいのか、お伺いします。

3点目は、宿泊の条件として市内の宿泊事業者に宿泊するという限定をされているのか、お尋ねします。

4点目は、事業費内訳の諸経費と消費税の2,800万円の内訳をお尋ねします。

5点目は、この事業の対象についてですが、個人客限定、あるいは団体ですとかツアーの旅行者等、民間の旅行事業者のパック旅行など、新幹線を利用する条件と宿泊という条件に当てはまっていれば全ての利用者が該当するという理解でいいか、お尋ねします。

6点目ですが、事業の目的・効果において地域経済の活性化について示していただいているのですが、本事業を実施することにより、具体的にどの程度の経済効果を市内で見込まれているのか、お尋ねします。

また、確実な効果を得るための手法をどのように考えているのか、お尋ねします。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（小野原 博君）**

お答えいたします。

まず、実施期間につきましては、議決をいただいた後に事業者選定を行います。事業者を公募し、選定したいと考えております。選定した事業者によります実施の準備ですとかプロモーション、周知期間等を考えますと、開始時期は9月になるものと考えております。また、国の交付金を財源としておりますので、1月までに精算するという事で終期を12月末と考えております。

期間の短縮等につきましては、予算内での実施となりますので、予算がなくなればその時点で終了ということになります。このような場合、利用希望者等、また、関係者には速やかに情報提供をできるように連携を図っていきたいと考えております。

宿泊の条件につきましては、議員お見込みのとおり、市内宿泊事業者限定と考えております。

続きまして、諸経費、消費税につきましては、事務局委託料を含めた諸経費を2,400万円、消費税を400万円と見込んでおります。委託業務としましては、コールセンターの運営、申請受付、審査、振込、精算等の業務を予定しております。あくまでも見込みの額でありまして、今後、事業者選定した際に、協議により詳細を決定するものでございます。事業実施に



当りまして複数の事業者に聞き取りを行っておりますので、今回はその時点での予算の算定、参考とさせていただきます。

続きまして、対象者につきましては、旅行形態、予約方法関係なく、嬉野温泉駅を利用し、市内の宿泊施設に宿泊された方が対象と考えております。

次に、経済効果ですけれども、この事業での宿泊客を今7,200人と想定をしております。これに従来の宿泊客の消費単価を基に試算しますと1億2,300万円ほどになります。もちろん、これだけではなく宿泊施設での仕入れに係る費用、また、宿泊客が増えることによる雇用も考えられますし、従業員の給与等にも反映されるものと考えております。

また、具体的な数字は出しておりませんが、交通費を助成することで、これまで以上に飲食店の利用やお土産等の購入など、市内での売上げ増加に期待ができると考えております。

また、手法につきましては、多くの方に参加していただけるよう、まずは利用者にとってシンプルで分かりやすく、利用しやすいキャンペーンになるようにしたいと考えております。このキャンペーンは、情報を広める、周知することが重要となりますので、インターネット、SNS、新聞、雑誌、ポスター、チラシなど、幅広い年代層にアプローチできる方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

#### ○1番（水山洋輔君）

承知しました。そしたら、2回目の質問に移らせていただきます。

どこも、全国的にそうだと思うんですけれども、秋口から年末にかけてというところでは、一般の旅行客ですとか修学旅行など、従来から旅行に来られる方は多いと思います。今回の予算額で単純に期間内の日数とかで振り分けると、9月から12月までの期間ということで、1日当たり約60人、土日祝日の場合のみでも平均して180人ぐらいの分で計上される金額だと理解しております。それで、新幹線を利用して嬉野に宿泊する全ての旅行者の方が対象ということで委託料として計上されている費用というところかというと、窓口は1つの事業者が窓口になってやっていただくという理解でよろしいでしょうか。その場合、入札なりプロポーザルでされると思うんですが、そうした中で旅行事業者になると思うんですけれども、その事業者さんが自身の旅行のツアーパッケージや修学旅行などの商品として企画されるというふうな可能性も考えられる、そういったことは想定されていると——例えば地域や、今回お示しされている関西ですとか中国、九州地方といったところの人数をお示しされていますが、そういったところに偏りが起こる可能性というのは考えられなかったのでしょうか。

それともう一点ですが、旅行者に対して交通費分が助成されるということで返ってくると

ということなんですけれども、交通費を助成されるタイミングや方法をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。なぜかという、先ほど課長の答弁にもありましたが、お土産や飲食のほうにこの助成した分が経済効果として期待できるということで答弁いただいたんですけれども、即効性がなければ、現地での消費になかなかつながりにくいのではないかと考えました。例えば、昨年の新幹線の開業の際に行っていた、新幹線を利用した旅行者に対して「うれしか一ど」の1,000ポイント分を配付した事業というような、具体的に確実に消費につなげるという施策を、今回の事業においても、そういったひもづけをされるということは考えられなかったのでしょうか。そういった制度設計等も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

窓口につきましては、事務局となる事業者を選定して一本化したいと考えております。

あと、修学旅行等の商品等に使っていただけるのではないかとということではありますが、実質、修学旅行としては、今回の条件に合えば利用していただきたいとは思っておりますけれども、修学旅行等は、やはりもうほとんど決まっているものと思われるので、それを活用していただくというのはなかなか難しいのかなと考えております。

また、実際、助成金をいつ支払うことになるかということですが、宿泊された実績、証明を基に、確認した上で交付と、振込という形を取りたいと思います。どうしても国の交付金を使いますので、予定で支払って、実際は泊まっておられないということにならないように、ここは実績を見て振り込みたいと考えております。

以上です。（「先ほど聞いた、もう一点、助成した分の消費につながるといったところでは、何かこういうふうな確実に市内の消費につながるような制度設計とかは考えていらっしゃるのでしょうか。そこの点をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

今回の事業の設計といたしましては、あくまでも条件として嬉野温泉駅を利用していただいて、嬉野の宿に泊まっていただくということを条件として計画をしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、3回目の質問になります。

旅行会社の話で、修学旅行については間に合えば、当てはまれば使っていただくというこ

とですが、おおむね今御説明していただいたところでいうと、事務局は一本化されるということで、これは私の想像なんですけれども、おそらく旅行会社さんのほうでツアーとか、パッケージされるのかなというふうに考えました。予算の消化について思うんですけれども、旅行者にとっては、旅行会社の商品として割安感を得られるだけになる、そういった感覚的になって、それが一過性の事業にならないかというところは心配します。

また、既に嬉野のリピーターになっている方ですとか、個人客でそういった高付加価値を求めて嬉野に来られるお客様がいらっしゃる、潜在的な客層がいらっしゃると思いますが、例えば、今回は交通費の一部助成ということですが、そういったところではなくて、いかに嬉野で満足度を高めてもらってリピーターとして定着してもらうかというところが重要だと私は考えているんですけれども、この事業の目的にも示されていますが、嬉野を訪れる旅行者の増加や経済活性化というところが目的であれば、駅の利用というのはある意味一つの手段ではないかとも考えます。単純にこういった交通費の助成だけに限定するのではなく、リピーターですとか、経済活性化というところを目的にするのであれば、旅館から先の、ほかの温泉とか、お茶、食事、焼き物など、市内の様々な観光資源に対して利用できるような旅行特典という形で市内の事業者と連携して誘客に取り組むといった方法は考えられなかったのか、最後にお尋ねします。

**○議長（辻 浩一君）**

観光戦略統括監。

**○観光戦略統括監（近藤光則君）**

お答えいたします。

嬉野を訪れる旅行者の方は結構リピーターの方が既になくなっておりまして、以前取っている統計では、嬉野に来られる方、2回以上来られている方が約65%いらっしゃいます。また、嬉野に来た方にアンケートを取ったところ、また来たいとおっしゃる方も82%ございます。そういう点では、今回の制度を活用して、ぜひ一度来ていただいて、嬉野を味わっていただくというようなこともこの事業で狙っているところでございます。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

次に、諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

私もこの嬉野温泉駅開業1周年特別企画誘客促進事業に関してお尋ねをします。

今回、1億2,000万円の予算が計上されていますけれども、その中で私、通告書にも上げていますけれども、この3点、システム費200万円の内容、あとプロモーション費、具体的にどのようなことを行われるのか。あと、今後のスケジュールはどのように考えているのか。このスケジュールに関しては先ほど期間が分かりましたので、削除して、まず2点、お尋ね

をしたいと思えます。

それと、先ほどとダブっていると思えますけれども、この交付対象、助成対象者の証明方法をどのようにしていくのかというところでもし分かって、考えておられればお尋ねをしたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

システム費の内容でございますけれども、助成申請等を行うに当たり、ネットを利用したやり方を想定しております。サイトの構築、運営、維持管理が必要となりますので、そのための費用と考えております。

また、プロモーション費、具体的にはどのようなプロモーションを行うのかということでございますけれども、もちろん、インターネット、SNS、テレビ、新聞、雑誌、ポスター、チラシなど、先ほども言いましたように、幅広い年齢層にアプローチできる方法を考えておりますし、さらには、関西、中国、九州のマスコミにリリースすること、そして、旅行代理店、旅行雑誌、旅行サイト、JR各社、それと、もちろん航空会社等にも働きをかけてプロモーションをしていきたいと考えております。

それと、宿泊の確認ですけれども、もちろん、領収書を発行していただきますので、領収書の写し、またはそういうのがない場合は宿泊証明を取っていただいて添付をしていただくように考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

さきの議員の質問と私の質問の今までの答弁の中で、この事業は、まずは受付窓口となる事務局をプロポーザル等々で選定し、そこに委託をするよと。その中で、委託する金額が1億2,000万円で、その中のシステム費というのが、委託先の事務局がネット環境のシステムの構築のために使う経費として一応これぐらいだろうなということで予算している。

それともう一つは、プロモーション費ということも委託した事務局等々がプロモーションをしていくというようなことで事業を遂行していくということで理解をしました。そういう状況でよかでしょうかね。

それで、今後、プロポーザルで受託される事務局の考え方等々もありますけれども、選定条件、対象者が嬉野温泉駅で乗降して市内宿泊施設に宿泊した者、片道も含むということで書いてありますけれども、まず、インバウンドの対応も対象者に考えられているのか。

それと、概算的に関西以東、関西より東ですね。また、中国・四国地方、九州地方で料金を若干、1人頭の助成金額を分けてあるんですけども、これは沖縄なんかから来られる人は、中国、四国よりも遠かわけですよ。そういうふうな対応とか、ざっくりしたそういうふうな補助対象額の選定というのはどのようになっていくのかということをお尋ねしたい。

先ほど修学旅行に関してはお尋ねをされたんでいいんですけども、まず、修学旅行を対象とした場合、もし条件が合った場合、嬉野市として修学旅行に対しての補助もされているとは思いますが、そういう補助も組み合わせで全部支給できるのかどうか、そこもどのようにお考えされているのかということもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

海外からの旅行客についても、条件を満たせば該当させたいと考えておりますが、振込ということを考えておりますので、その振込が可能かということも確認しなければいけないと思っております。事業者を選定した後に、協議した上でそこは決定させていただきたいと考えております。

修学旅行につきましては、今回基本的には個人さん向けにお返しするもの。今行っております修学旅行については事業者に対して行っておりますので、そこをすみ分けがきちんできれば、両方に支出したいと思っております。

あと、沖縄につきましては、ここには一応、九州というくくりで入れてはおりますけれども、実際に、本当に旅費等を考えた場合に、沖縄としては幾らにしたほうがいいのかというのは最終的に協議の上で決定させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。最後の質問になるんであれなんですけれども、先ほどのポイントカード事業の件でも言いましたけれども、今まで嬉野に来ていらっしゃる方へのリピーター、嬉野に来ていらっしゃる方への情報提供も今後は必要になってくるのかなと思っておりますので、そこも踏まえて積極的に攻めていく形でしていただければ、いい事業になるのかなとは思っております。

それと、今回この事業に関しては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金（重点交付金）というのと、あと、一般財源から1,835万6,000円も支出して計上されてあり

ますけれども、そもそも嬉野温泉駅1周年の記念をすることはまず大事かなとは思いますが、この事業の取組自体を、いわゆる5市連携で今までいろんな取組をされてきたわけなんですけれども、そういうところからお金を持ち出して、もっと大きなビジョンをつくっていかうという予算の出し方、そういうふうな考え方、それが果たしてできなかったのか。それをできなかったということであるならば、検討をされたのか、そういうふうな経緯があったのかどうか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えをいたします。

5市連携でいろんな事業の取組を行っておりますけれども、今回の事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してということで、市単独で計画をしたものでございます。いろんな意味での連携を図っておりますけど、今回の事業につきましては市単独で考えたものとなります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

5市連携ということで、新幹線の沿線の5市等を指していらっしゃるかというふうに思いますけれども、今回の企画につきましては、新幹線利用を促進するというので、この後も御審議いただく議案もその一つだというふうに思っております。

そういう中で、長崎市長が替わられましたけど、前市長のほうにも、観光誘客に関しては連携を取っていかうというような流れで、今回は私ども単独でやりますということで、6月議会に上程した時点で新しい長崎市長には、こういったことをやりますということは伝えておりました。国の運輸局の局長さんでもありましたので、面識もありましたものですから、そういったところで共同で長崎と嬉野の25分でつながるという環境を生かしたところのもっと大きな誘客事業については、今後、現場同士で調整をしていながらやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

私も同じ、新幹線の1周年特別企画の事業です。

通告の内容としては、諸経費、消費税等の詳細を伺うということで、先ほど水山議員の御答弁にありましたので、その内訳については把握をさせていただきました。

一見して感じるのは、結構金額が高いなど。先ほどおっしゃっていたようなシステムとかを使っていくと振込の手数料とかも多額にかかってくるなど。これを少なくしたほうが助成費も増やせるのかなというふうに感じるんですけど、今のところ新幹線で来られた交通費を助成するということでありますけれども、普通に、単純に考えますと、新幹線の領収書とか写真とかを旅館で示していただければ旅館の宿泊費を割引するというところでも同じ、金額としても効果があるのかなど。手間もかからずに、嬉野市がその割引分を宿泊の方にお支払いすれば個別に負担することもなく、そこまでの経費もかからないのかなというふうに感じるんですけど、あえて交通費にこだわっていらっしゃるのには、新幹線というもののインパクトを考えていたと思うんですけども、効果としてはそこまで変わらないのであれば諸経費がそこまで浮くのかなとかいうふうに考えているんですけど、その辺、交通費の割引ということでその手間を取られたことに対して考え方とか、そういったところをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えをいたします。

今回の事業は、議員もおっしゃられたとおり新幹線1周年記念としての、もちろん利用促進という面もかねております。その上で、もちろん嬉野に宿泊していただくと。そして、最終的には経済活性化につなげたいということで計画をしているものでございます。

事務局を委託するよりもといういろんな御意見もございますけれども、今回の事業でプロモーションを特に強く意識しております。やっぱり関西、中国地方に関しましては、佐賀県嬉野に新幹線が通って駅ができたよというのがまだまだ周知できていない部分もございます。今回、1周年を記念して、そういうところを強くPRしてこの事業を御活用いただければということで企画したものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私も、先ほどから説明を聞いて細かいところはある程度分かりました。これは地方創生臨時交付金の重点交付金というものがいろいろと多分使えることだと思うんですけど、そもそも、エネルギー、食品等の物価高騰の影響を受けた生活者とか、企業とか、事業者とか、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな、必要な事業を実施する取組、こういった

ものに使えるというところで何となくこれを見ていると、旅行者、観光客というところにごく特化していて、それが最終的に活性化して市民のためになるのかと思うんですけど、この地方創生臨時交付金の重点交付金を使わなきゃいけなかったのかなと思って、その協議というのはなされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えをいたします。

地方創生の臨時交付金の活用につきましては、財源の配分は財政課のほうで行っております。

そういう中で、担当課といたしましては、先ほどから申しておりますように嬉野の駅開業1周年記念をやる上でどういう事業がいいかというところから今回の企画をしたものでございます。交付金の活用、いろんな自治体がいろんなことをやっていると思いますけれども、嬉野市としては、やはり観光客に来ていただいて消費していただく、宿泊していただいて経済を回す。先ほども言いましたように、仕入れに係る分もございますし、従業員、雇用、いろんなものに波及できるものと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

そういうお答えだと思っておりましたけど、先ほど山口卓也議員からあった、新幹線を使うということに対して、宿泊者に対して交通費の一部を助成すると。宿泊者に対して宿泊費の一部を助成するとかという考え方というものなかったのかなと。当然、新幹線に乗ってきたお客さんに宿泊費の一部を助成するという、そういった形でも可能だったんじゃないかなと。これは、よそから来たときに2万円とか3万円とか結構金額が大きいじゃないですか。そこら辺を含めて、そういう何かあれがなかったのかなと。ただ、まだ多分これはプロポーザルが全く決まっていないというところで、そういう提案もこれからなのかなと思うんですけども、そこら辺をお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えをいたします。

宿泊料金を一部助成ということになりますと、定額という考え方にはなると思うんですけども、やはり遠くから来ていただくとなれば交通費が多分にかかります。そういう面から



は、旅行者目線から考えまして、やっぱり遠くから来ていただく方に手厚く助成をするということで、まずは嬉野に来ていただくということを考えているものでございます。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

次に、古川英子議員。

**○3番（古川英子君）**

同じような質問を皆さんされているんですけども、実施時期を9月から12月の時期とした理由ということで水山議員の答えに、議決した後というところなんだろうと思いますが、今度これをいただきまして、どうしてもやっぱりこれで——これでと言ったらいけませんね。観光戦略というところで、（資料を示す）どうしても下のところの少ない月があって、10月、11月、12月というのは多い時期なんですよ。これを考えられるのが遅かったからこういう結果になるんだろうなということで、もっと早く考えたら、ここはやっぱり観光客が来ないところに上げていっていただきたいかなという思いがあります。

そして次ですけど、ネット情報社会というのもこの戦略の中に入っていて、予約が、直接予約やOTAというのが結構多いというのはこの本の中に書かれています、冊子の中にあります。そこをいろいろ考えて、皆さんの意見の中で先ほどから出てはいますが、宿泊料金支払いの際にということで、結局、新幹線なだけけど、お金を払うときに、その分を後で旅館のほうとか、宿泊施設に協力してそこに払えば、例えば、旅行に行った先でお金を自分が実際に払うときに、これはこの割引ですと言われたらとってもうれしいと思うんですよ、自分たちがお金を払うときには。やはりある程度、宿泊施設との協力態勢を取っていけばできるところで、節約ではないんですけども、お互いがお互いを利用したところでプラス効果は出ないのかなと思いましたので、その分をお聞きいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

観光戦略統括監。

**○観光戦略統括監（近藤光則君）**

お答え申し上げます。

先ほど宿泊施設の協力態勢の話、古川議員以外にもお話が出ておりますが、そういう面から申し上げれば、今、市内の宿泊施設、御案内のとおり人手不足が非常に課題になっております。そういう点では、市内のある宿泊施設では、全面休館日を設けて従業員を休ませて対応しているところも報道をされています。そういう点では、宿泊施設の負担も最小限に考えた上でどのような策が一番効果的かということを議論した上で今回の事業を行っております。

以上です。（「9月から12月とした時期なんですけど、さっきのこの冊子（資料を示す）から考えると、どうしてもこんな都合の悪い時期にというところは」と呼ぶ者あり）

時期の話につきましては、おっしゃるように時期が理想ではあったわけですが、今できる範囲でまた可能な取組、予算の状況を踏まえて今回のような提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

確かに、旅館の人手不足というのは全国的に人手不足というのを言われているんですけども、宿泊旅費を一旦頂くわけですから、その動作というのをされるわけなので、嬉野市としてもそこでお金を郵送したりとかすることを考えれば、どうにか対応ができればというのが1つ。それと、さっき言ったように、そこで払う額が少なければ、その分、嬉野に来てこんな少なくていいところに泊まれたという思いが増せば、それは本当、プラスにならないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（近藤光則君）

お答えします。

議員おっしゃるような点もあるわけですが、やはり宿泊施設の負担は少なくとも今のお話ですと発生するということがございますので、そういう点も踏まえて今回のような事案になりました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

人手不足の折というのはよく分かるんですけど、「Go To トラベル」等々でもそれをやられていたので、こっちが駄目ですかというか、向こうと協議した結果駄目だったのなら仕方がないかなと思うんですけども、観光客の気持ちを考えたら、後でいろんなこの送ってするよりも、そこに行ったときにそれだけの割引だけできたというのはすごくうれしいものだなと思いましたので、質問いたしました。返答は結構です。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

質問を3点出しているんですけども、2点目までは理解できましたので、ここでは質問いたしません。

3点目の、この予算案について様々検討はされたと思います。ほかにいろいろな検討内容はどのようなのをされたのかという部分もありますけれども、先ほどから議論がされているように、活性化とか、観光客を呼んでくるとかありますけど、以前、市長の答弁か何か覚えていないんですけれども、新幹線をより多く活用することによって、今、通勤時間帯がなかなか思うようになっていないとか、そういった停車を増やしていく、そもそもそういった役割もこれで果たすという意味合いがあるのかなど。それでできるかどうか分かりませんが、市長が考えを言われたようなそういうことがあったんですけれども、そこら辺については、この予算案について勘案されているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。要するに、新幹線の利用客を増やすことによって、JRに対してもっと嬉野市に新幹線の停車便数を増やしてくれという、そういうきっかけにもなるのかなというところで今回の提案理由の中にあるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今回の新幹線関連事業、この後ももう一つあります。そこも含めてでありますけれども、議員のお話しいただいているように、やはりこの新幹線利用を増やす、伸ばすということによって、今後の有利なダイヤの獲得というのは、これは狙いの一つであるというふうに言って差し支えないというふうに思っております。恐らく、議案発表したときの記者会見の場で私がそう申し上げてもおりましたものですから、地元の新聞の中でそういった私のコメントとともに紹介をいただいたんだというふうに思っております。

嬉野には、新幹線の開業後、非常にたくさんの方が来ていただいています。ただ、いろいろと分析をすると、必ずしも新幹線の利用で来られているというよりかは、そこに合わせて行われたキャンペーンの効果でマイカーで来られている方もやはりかなり多いという中で、新幹線の利用自体がどれほどあっているのかというのが、まだ政策効果としてははかかれていないという現実があります。JR九州のほうとしても、各駅の乗降客数に関しては非公表という立場を取っておりますものですから、私どもも、こうした政策を通じてであったりとか、また、今はデジタルデータの中で滞在時間とか、そういったものから近似値を割り出そうというふうに試行錯誤を重ねているということでもあります。

こうした新幹線利用を伸ばしていく、実際の数字のデータ、また、それを伸ばそうとする自治体の努力する姿勢、そういったものも今後のダイヤ改正の要望をしていく際には、我々としてもしっかりとPRをしなきゃいけないことだというふうに思っておりますし、また、議会終了後に商工団体、観光関係と共に、今後のダイヤ改正についても早朝時間帯の嬉野温泉駅の停車、そしてチェックイン、チェックアウトの時間のダイヤのもう少し融通が利くよ

うな体制にさせていただくような要望を目いっぱい伝えていく、そういった考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

市長がおっしゃったように、そもそも新幹線の話があったときに、ペンペン草が生えるようなそういった駅じゃないようにやっていくと。そうしないと、よそにもそういったところがあったので、とにかく新幹線利用を促進していくというのが一番大事なことだと思いますので、そういった意味では、こういった事業を使って活用するのはいいことだと思います。それが、ひいてはフル規格への話になるわけですが、ペンペン草の生えているようなところはフル規格の話までいかないわけですので、しっかり新幹線を活用するという意味では、しっかり取り組んでいただきたいと思います。一般質問みたいになって何かすみません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

私のほうは、ここに出しておる、対象者に修学旅行等や航空機利用者、また、海外からの旅行者も含むのかということを出しておりましたけれども、今までの質問者の答弁において、条件が合えば出せるということで理解をしております。間違いないでしょうか。

あと1点ですけれども、交通費助成額で地域を分けた根拠という形で、諸上議員も言われたように、山口県、広島県より鹿児島県、沖縄県のほうが遠いですよということがありましたので、そのことで1つお尋ねをします。交通費の一部を助成するとは、何%、何十%ぐらいを一部と捉えておられるかをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

対象者につきましては、議員お見込みのとおり、条件に合えば対象としたいと考えております。

次に、助成額の地域分けで何%ぐらいを考えているかということですが、何%というよりも定額で、安いチケットを買われたらほぼ全額になるのじゃないかというぐらいは対象としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

交通費ということなので、航空運賃、船賃、バス等で例えば福岡辺りへ来られて、それから電車に乗って新幹線で嬉野温泉駅で乗降をしたら、それも交通費として全部を見るという、対象にするという形で捉えていいですかね。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

出発地点がどこであって、あと、先ほど言われましたように最終的に嬉野温泉駅を利用させていただいて宿泊していただくということが条件となります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。

先ほどからいろんな質問があった中で、この重点交付金がどうして1周年特別企画誘客促進事業に充当されるのかとか私も思ったんですけども、まず、この事業を導入されたときに、ほかにいろんな案が出されたと思いますけれども、ほかに考える事業はこれ以外にもなかったんでしょうか、お尋ねします。

それと、ここの中で一番思うのが、全体が1億2,000万円の中で諸経費、消費税が2,800万円と本当に高額な金額があるんですけども、そこをもっと何かほかのやり方で、先ほどからありますけれども、宿泊所で還元できたらいいんじゃないかとかですね。この予算全体の中で、本当に効果的に予算が使われるのかなというのを思いました。その中で、プロモーションとかもありますけれども、これまでもいろんな機会でも新幹線開業する前にPR事業とか、中国地方、関西でもされてこられましたけど、今回の旅費に関してのプロモーションだと思いますけど、これまでも何回もプロモーションをされていらっしゃるの、私としては無駄じゃないかなと思いました。

そういった中で先ほどの質問になりますけれども、まず、事業としてほかに考えられなかったかということ。それと、本当にリピーターとして来ていただきたいとなれば、まず受入れ態勢も必要じゃないかなと思ったときに、先ほど水山議員からもありましたけれども、

地場産業の資源とかそういったものを使って、本当に市民みんなで迎え入れようというそういった事業も1周年記念としてあってもよかったんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

交付金の活用につきましては、担当課としては、やはり観光を担当する課といたしましては、今回、嬉野温泉駅1周年記念事業としてたくさんの方に嬉野に来ていただきたい。ひいては地域の活性化、経済活性化につなげたいということで今回の事業を計画しております。

あと、地域のプロモーションに係る費用のことですけれども、やはりプロモーションには費用はかかると考えております。重要なのは、それをきちんと活用して届けていきたいということでありますので、継続しながら、続けていながら、多くの方に周知を図って行きたいというふうに考えております。

最後に地場との連携ですけど、もちろん、連携は今でもやっておりますし、観光協会、DMO等でも受入れ態勢づくりはしっかりやっておりますので、地場の方々とも連携を取りながら、この事業で来ていただいた方に満足して帰っていただけるような取組を図っていきたくと考えております。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、確認をさせていただきますけれども、観光課としては、今回の遠方から来られる方の旅費の支援ということだけで今回の事業として進められたということですかね。ほかにいろんな考え方はございませんでしたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

観光商工課といたしまして、この前の議案としてお出ししましたように、経済対策事業と今回はこういう誘客事業、2つを提案させていただいております。

以上です。（「ほかに、全く机上に上がらなかったんですかということ、ほかの事業として、アイデアとして」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

アイデアとしてはいろんな意見を担当課としては考えはしましたけれども、今回の事業を

提案させていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

そのアイデアをお聞きしたいんですけど、どういったアイデアがほかに上がったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（小野原 博君）

お答えいたします。

アイデアとしては、いろんな意見を担当課として考えはしましたが、提案をしていないものでございますので、今回は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

続いて、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

いろんなこと、質疑がありましたので、大体の内容については理解をいたしました。

そういう中で、開業1周年特別企画誘客促進事業ということで新幹線が開業して1周年、これを機にPRをしていくという事業、この事業自体、私は非常にいいと思います。ただ、今いろいろ出ているんですけども、先ほど統括監のほうからありましたけれども、こちらの事業者の方、人手不足でいろいろ大変だと、そこら辺なるだけ手を煩わせないような形でのというふうなことをおっしゃいましたけれども、これは嬉野観光版DMOと観光協会、旅館組合、ここら辺について事前に、1周年記念こういうことをやるというふうな話合いというのは持たれたんですか。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（近藤光則君）

お答えいたします。

観光協会や商工会とはこういう話は事前にしております。その上で、最終的に今回提案させていただいたような事業にさせていただきました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

先ほどからも出ているんですけども、ここまでやるんだったら、もう少し地元の人が汗をかくというかな、そういうふうな事業内容であってほしいなというふうに思うんですよ。例えば、これはプロポーザルでどの事業者がやるか分かりませんよ。事業自体としては非常にいいと思うんですけども、やはりもう少し自分たちで汗をかいてやろうじゃないかというふうなことでやっていただきたいなど。この予算自体には私賛成をするんですよ。するけど、この内容についてそこら辺もう少し検討をしていただきたいというふうな感じがしております。

そういう中でね、そういう中で、プロモーションだとか何とかというのは、これはなかなか地元ではできないですよ。やはりそういう専門の業者が必要だと思うんですけど、これをやっていただく事業者というのと、プロモーションPRをやるというのとはこれは別というふうに考えておいてよろしいんですか。それとも、全体を、全部をプロポーザルしてやろうと考えていらっしゃるのか、そこら辺お聞かせください。

**○議長（辻 浩一君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（小野原 博君）**

事務局となる事業者を1つ決めまして、そこに全てを委託したいと考えております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

だから、そこを別でもいいんじゃないかなと、先ほどずっといろんな質問の内容を聞いていて。だから、地元というか、こちらでできる分はこっちでやっていただいて、そういうプロモーション、PR等、できないところをやっていただく。プロモーションが大事だというふうに観光課長はおっしゃいましたので、その部分についてはね、やっていただく。しかし、自分たちでできる、自分たちで汗をかいてやれるところは自分たちでやるというふうなね、やはりそういうことが必要なんじゃないかなと、私はこの予算書を見ていて思いました。この計画自体は私はいいいと思うんです。新幹線を使ってとにかく来ていただこう、リピーターを増やそう、いいと思うんですが、もう少しそこら辺の内容を精査していただきたいということだけはお願いをしておきます。

**○議長（辻 浩一君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（小野原 博君）**

お答えさせていただきます。



まずは、多くの方に参加していただくことが重要だと考えております。そういう中で、やはり窓口は一本化したいと思っておりますし、利用者にとって、シンプルで使いやすいキャンペーンになるように心がけていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

市長。

**○市長（村上大祐君）**

ちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、委託事業者に全てを丸投げするわけではありませんし、委託事業者のほうにも、これからプロポがありますので、そういったところでユーザー目線に立って、柔軟な運用をしていただくように、やはりこちらからもお願いもしなければならないというふうに思っておりますし、もちろん、我々も怠慢をしようと、楽をしようということではありませんので、そういったところで我々と役割分担がしっかり明確にできるものに関しては、今日いただいた御意見もしっかりと受け止めて改善に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

これで歳出7款、商工費の質疑を終わります。

次に、20ページ、8款、土木費、2項、道路橋りょう費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、21ページ、8款、土木費、6項、新幹線費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

1目、新幹線費について順次発言を許可いたします。諸上栄大議員。

**○6番（諸上栄大君）**

それでは、新幹線費に関して、事業名が新幹線利用促進事業となります。主要な事業の説明書は14ページに記載されております。

通告書で、今回906万4,000円の予算計上がされてありますけれども、一括して3回の質問をしたいと思っております。

まず、委託料、これはチラシ作成1万枚に関しての予算計上をされておりますけれども、その1万枚作ってどうするんだということで、配布方法等があれば、どのように考えているのであるかということをお尋ねしたいと思っております。

それと、ポスター作成の50枚、これも活用方法に関して、掲示場所を具体的なところが決まっていればお願いしたいと思っております。

それと、実施期間がどのように設定されているのか。あるいは、これは補助金で700万円計上されておりますので、補助金の交付方法、具体的にこの証明等をどうするのか、そこをま

ずお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、1万枚の配布についてですが、この1万枚のチラシ配布につきましては、各戸配布をまずしたいというふうに考えております。各戸配布をすることで一世帯一世帯に周知が行くというところで考えております。

また、余った分といいますか、そういうものにつきましては各事業所、公共施設も含めてそういうチラシもまた置いて、周知を図りたいというふうに考えております。

また、ポスターにつきましても、市内の公共施設については掲示をしたいというふうに思いますし、また、各事業所においても、掲示の許可をいただければそちらのほうに掲示をさせていただきたいというふうなことで考えております。

それと、実施期間ということですが、今現時点におきましては、開始時期を、早ければ8月中を予定いたしております。完了時期につきましては今年度いっぱいということですが、予算もございますので、この予算がなくなり次第終了というふうなところで考えているところでございます。

また、補助金の交付の方法ですが、基本的には嬉野市の補助金等交付規則に基づいて手続をしていくというような形になってくるかと思っておりますので、交付申請、それからこちらのほうから交付決定を出して、請求をしていただいて、指定口座に振り込むというような形になります。

また、証拠書類としましては、駅のほうでチケットを買っていただければ、領収書の発行というものもできますので、そちらのほうを証拠書類として、何らか証拠書類があれば交付の対象としたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、これは具体的な窓口的なものはどこに置かれるのかというお考えと、あと、1人何回でも利用できて、その予算の範囲内であれば何回でも利用できるかなとは思いますが、そうなった場合に、今、定期券で通勤、通学をされていらっしゃる方もいらっしゃるかとは思いますが、その辺、その利用者の方との整合性というか、そういった配慮というか、その期間だけ定期買うのをやめてそっちに行っているものなのか、そこら辺の考え方をどのように現状で考えられているのかですね。

あと、これはもちろん市民の方が対象になるんですけども、市民であるという具体的な確認方法云々も必要になってくるかなと思いますけれども、その辺はどのようにされるのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

新幹線・まちづくり課長。

**○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）**

お答えいたします。

今後、交付要綱等はつくっていきたいというふうに考えておりますが、まず、窓口でございます。窓口につきましては、いろいろと考えてはおりますが、できるだけ1か所にしたいほうがいいんじゃないかなというふうなことで考えております。1か所にするという事になれば、駅前のまるくアイズのほうで受付をするという形になるかというふうに考えております。

あと、利用者の利用回数についてですが、こちら、やっぱり1人の方で何回も使ってもらえば、ほかの方には——いろんな方にぜひ使ってもらいたいということもありますので、利用回数につきましては、制限は設けたいと思います。1回にするのか、2回か3回かということで、そこはもうちょっとこちらのほうも少し詰めてまいりたいというふうには考えております。

また、定期券を購入されている方につきましては、その要綱の中にも示そうかと思います。定期利用者については購入は御遠慮をいただくというふうなことで考えております。

また、市民の方である証拠ということですが、こちらについては免許証であったり保険証、マイナンバー、様々、個人で扱われているカード等ありますので、そちらのほうをお示しいただければ結構かというふうに考えております。

以上でございます。（「以上でよかです」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

次に、増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

同じく質問をさせていただきます。確認も含めてお尋ねしたいと思います。

まず、期間が、早ければ8月中から今年度いっぱいということで、申請の方法としては窓口を1か所にしたいと。今考えていらっしゃるのが、まるくアイズでの窓口を考えていらっしゃるということですが、申請の方法としては使った領収書とかをそちらに持って行って申請した後に口座に振り込まれるということによろしいでしょうかということの確認です。

あと、この事業で停車本数の増加につなげたいとありますけれども、例えば、今回のこの利用促進事業、どこまで利用したら、本数の申請に対してもっともっとJRの方に働きかけ

られるかなとか、そういう計画としては今後——例えば、今回事業としてされますけれども、また次年度とかずっと、これまでという利用者数がある程度見えるまでは、どのようなお考えで取り組んでいかれますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

まず、申請の方法でございますが、先ほども申しましたように補助金交付規則がございますので、それに基づいた形になってくると思います。申請をして交付決定をして、それから請求書を出してもらってというふうな形で考えております。そちらのほうの書類の取扱いも、まるくアイズのほうで今予定をしているということです。

あと、利用ということですけど、取りあえずまだこれからスタートをするということで、実際、今回5月に新型コロナウイルス感染症も5類に移行したということで、人の動きが大分増えた流れが、大分動きが見えてきているという中で、観光のほうのああいふ補助等も、旅行者の補助もございます。

そういった流れもありますし、来る方には補助が来るんですが、市民の方が行かれる方に対する補助というものがやっぱりないということもあって、そういったこともいろいろ総合したところでこういうものをぜひ市民の方に乗っていただいて、快適性とか、先ほど市長も申しましたように、25分で着くというその時間の短縮ですね。そういったことも体感をしていただいて、それが継続的に進められればいいなというふうなことで考えております。

また、今後につきましては予算、一般財源等もありますので、そこはまた今後協議はしてくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ありがとうございます。この新幹線の利用促進事業というのは市民に向けてということで、事業としては私もよろしいかと思えますけれども、その結果が停車本数を増やしてもらうとか——実際私も政務活動費を使わせていただいて、よく嬉野温泉駅から行くんですけども、委員会で行くときも武雄からと、何か過去にはあったんですよね。だから、もしあれだったら率先して嬉野温泉駅を利用しましょうということも含めて広報に努めていただきたいし、市役所の職員さんとか、我々も積極的に利用していくことがまず大事かなと思いますので、そういった広報も含めてしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

利用客数につきましては、実際、駅の利用者数というのはなかなか教えていただけないというふうなことでござりますが、実績として上がれば、私どももJR九州のほうに停車本数の増を要望する際の重要な要因ということで期待をしているところでございまして、そういった意味で、私どももどんどん利用促進補助がなくても、ぜひ利用促進をしていただけるような方法はいろいろと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

そうですね、私も何回か利用する中で、本数が少ないので本当に不便さを感じているところでもありますので、ぜひ皆さんが利用していただいて、また外から来ていただいて、この停車の本数が増えることを期待したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

このことにつきましては、今2人の議員の質問で理解はいたしました。それを踏まえて、1点だけ質問をいたします。

要するに、新幹線の利用を促進するということで旅費を半分負担する、これは長崎市と同時にやるというふうなことは考えられなかったんですか。例えば、向こうからこっちへ来てもらう、こっちから長崎へ行く、一般財源を使ってやることですから、ぜひ長崎と一緒にこういうことをやりませんか、これは将来的に利用者が増えれば、フル規格等の話もまた一緒にやれるというふうなことで、そういう提案をされたのかできなかったのか。市長、よかですか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

実はそういった、例えば長崎のホテルに宿泊された方にフロントで券をお渡しして、じゃ、嬉野にもちょっとふらっと行ってみてくださいという片道だけでも差し上げるとかというのは、一応提案をしておりますが、当然向こうの御都合もありますし、また、いろんな形での、逆もしかりで、我々もこうしたところでいま一度、そういったところの換金性があるというところもありますので、そこを宿泊者が限定で、その日だけ、その日限りの用途にしていく

というのは、デジタルの技術を使えば何かできることもあるのかなと思うので、これは今後、やっぱりJRを交えたところでの、実現に向けては協議をしなければいけないこと、クリアすべき課題というのはあるのかなというふうに思っております。お互いの宿泊客を行ったり来たりさせようというのは、前市長の田上市長の時代にもいろいろと意見交換をした経緯もございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

その点、先ほどから5市連携という話も出ていましたけれども、そういった中でとにかく利用者数を増やす、あるいは駅の乗降者を増やすという点を考えれば、ぜひそういった取組、これからお願いしたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○議長（辻 浩一君）

これで歳出8款、土木費の質疑を終わります。

次に、22ページ、9款、消防費、1項、消防費から25ページ、10款、教育費、4項、社会教育費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで歳出9款、消防費、1項、消防費から10款、教育費、4項、社会教育費までの質疑を終わります。

次に、26ページ、10款、教育費、5項、保健体育費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

5目、学校給食費について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、学校給食費物価高騰対策事業につきまして質問をさせていただきます。主要な事業の説明書は17ページです。

1回目の質問では、今年度の値上げ分に対する費用を負担されるということで、その理由と今回計画するに当たって、例えば半額の補助ですとか、全額の費用負担等については検討をされたのか、お伺いいたします。

2項目めとしましては、財源としては地方創生臨時交付金を充当されていますが、今後の施策としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今回の事業は地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施するものでございます。食料品の物価高騰に伴う保護者の経済的な負担軽減を図る取組でございます。議員がおっしゃった、値上げ分以上の支援、半額負担、全額負担の支援についても検討はいたしましたけれども、この重点交付金を活用した事業を行うということで値上げ分の支援をするということになったところでございます。

2番目の御質問で、今後の施策としてはどのように考えているかということでございますが、この重点交付金に係るほかの事業の状況にもよりますが、今後さらに食料品の価格が高騰する場合は、再度、この臨時交付金を活用させていただくことも検討できればと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。まずは、そしたら、検討されたけれどもという話でしたけれども、その用途として、この重点交付金の要綱があると思うんですが、なので、値上げ分のみということで御答弁をいただきました。

2回目の質問になるんですけれども、今回そういった物価高騰による仕入れ原価の高騰ですとか、光熱水費の高騰などというところでは、給食事業における状況というのは大変だと思います。今回使われる新型コロナウイルス臨時交付金の重点交付金というところのガス、電力の高騰というお話でした。そういった中で、限られた財源の中でどういうふうにするかというものも考えられていらっしゃると思います。この財源の配分については財政課が行われるとは思いますが、例えば、昨年度の臨時交付金の分で未充当になって今年度に繰越しになった分の金額があったと思いますが、新型コロナウイルス臨時交付金において。そういったところからお金を出してもらおうということでは、担当課としてはお考えになられなかったのでしょうか。それで、例えば半額ですとか全額に補助額を増やそうというような考えはなかったのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後3時50分 休憩

午後3時51分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

教育総務課長。

**○教育総務課長（武藤清子君）**

お答えします。

先ほど答弁しましたところで1つ訂正をさせていただきます。

充当をした臨時交付金につきましては、重点交付金ではなく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうで充当をしたものでございました。失礼しました。

それで、今年度、前年度の繰り越した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は全て今回の事業で充当をされておりますので、追加して活用するということは考えられなかったと思います。

以上です。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

いいですか。

次に、宮崎良平議員。

**○9番（宮崎良平君）**

私もその給食費に関してですけど、前回、私も一般質問をしていて、その後に今回こうやって予算に上がってきたものでちょっとびっくりはしたんですけど、私がまだはっきりとあまり聞いていなかったんですけど、この給食費を年間で一括で支払われる方と月々払われる方、そこら辺の調整をどうされるのかというのを伺いたしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（武藤清子君）**

お答えいたします。

学校給食費につきましては、1年間の給食費を4月から2月までの11回に分けて収めていただいております。その中で、1年分を前もって納付いただいた保護者さんもいらっしゃいます。その方につきましては、議決をいただいた後、還付という形を取らせていただきたいと思います。と思っております。

また、既に4月、5月分を収めていただいておりますので、その分につきましては、今のところ、納付の最終の月、2月の納付額で調整をさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

宮崎良平議員。

**○9番（宮崎良平君）**

分かりました。納得をしましたけど、そもそも先ほど水山議員もおっしゃっていましたが、子どもたちの予算なので、ある程度のところで、財政課を含めて、市長を含めて、何か



予備費的なものというものが、緊急的なもので使えるようなものがなかったのかなと思って。実際のところ、臨時交付金が入ってくることもある程度見越していたわけだし、その中でなかったのかなというところがあって、そこら辺も含めて、市長のほうから最後に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今の、安心・安全の給食を提供していくという上では、昨年も食材費補助という形でこの地方創生の臨時交付金を手当てさせていただきましたけれども、やはりコストがどうしてもかかるということでもありましたので、今回、まずはベースについてはやはり安心・安全の給食を提供していく上では、やはりこれだけの御負担をいただかなければならないということは正面から皆さんに問う形でいろんな審議会も重ねて、今回ベースの値上げには踏み切らせていただいたところであります。

とはいうものの、前回御質問をいただいたときにもお答えをしたように、やはり激変緩和措置としての選択肢をずっと模索をしてきておりまして、今回はそうした、どこまで上がるのか分からないという青天井の物価高騰の中で、まずは激変緩和措置を講じながら、次のステップを考えていくという形になっております。

今後につきましては、じゃ、いつまでやるのかとかいう話も出てくるかというふうに思っております。やはり世代間の公平性というものも公を預かる者として重視しなければならない価値だというふうには思っておりますが、一方で、そういった教育であったりとか、子育て世代の皆さんの温度感、そういったものを不断にしっかりと把握をしながら、キャッチアップしながら、適宜必要な施策を打っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで歳出2款から10款までの歳出の質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表 地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。

第2表 地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では6月16日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案

質疑の議事の全部を終了いたしましたので、16日は休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月16日は休会することに決定をいたしました。本日はこれで散会いたします。

午後3時57分 散会